

# 第 1 回武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画作成部会 次第

日 時 令和 5 年 7 月 2 5 日 (火)  
中原区役所 5 0 2 会議室

## 1 議 題

- (1) 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画の改定方針について **【資料 1】**
- (2) 武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会規約及び  
エリア防災計画作成部会会則の令和 5 年度時点修正について **【資料 2】**
- (3) 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画の令和 5 年度時点修正について **【資料 3】**  
**【資料 4】**

## 2 その他

・第 2 回エリア防災計画作成部会 予定：令和 5 年 1 1 月上旬

## 3 閉 会

### 【送付資料】

- 次第
- 名簿
- 武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会規約（平成 2 7 年度）
- エリア防災計画作成部会会則（平成 2 7 年度）
- 資料 1 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画改定方針（案）
- 資料 2 - 1 武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会規約（修正版）
- 資料 2 - 2 エリア防災計画作成部会会則（修正版）
- 資料 3 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画（修正版）
- 資料 4 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画修正 新旧対照表

# 第1回 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画作成部会 名簿

構成	役職	氏名
神奈川県	神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 課長	高野 雅遥(代理)
川崎市	川崎市中原区 副区長	青山 博之
	川崎市総務局危機管理本部(市対策本部) 担当課長	牛島 弘樹
	川崎市まちづくり局小杉駅周辺整備推進担当 担当課長	町井 和幸
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 武蔵小杉駅長	欠席
	東急電鉄株式会社 武蔵小杉駅長	所 健一
警察	神奈川県中原警察署 副署長	及川 真志(代理)
消防	中原消防署 副署長	北嶋 知己
帰宅困難者 一時滞在施設	川崎市教育会館 総合教育センター 総務室長	峰岸 哲也
	川崎市生涯学習プラザ 公益財団法人川崎市生涯学習財団 事務局長	増田 実
	川崎市総合自治会館 公益財団法人川崎市市民自治財団 事務局長	豊村 和弘(代理)
	川崎市総合福祉センター 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 事務局長	平山 志保美(代理)
	川崎市中原市民館 館長	船津 真生(代理)
	川崎市中原図書館 館長	小島 久和
	川崎市平和館 館長	北村 憲司
	川崎市医師会館 事務局長	千葉 信也(代理)
	川崎市コンベンションホール 館長	中川 裕章
商業施設	グランツリー武蔵小杉 部長	欠席
	東急スクエア 総支配人	森 龍(代理)
		小野寺 匠(代理)
ららテラス武蔵小杉 三井不動産株式会社商業施設運用部 アセットマネジメントグループ グループ長	前田 裕太(代理)	
駅前複合ビル	武蔵小杉駅西街区ビル防災センター 所長	欠席

## 事務局

川崎市	中原区役所危機管理担当 担当課長	村石 浩一
	中原区役所危機管理担当 課長補佐	大村 康博
	中原区役所危機管理担当	斧山 和樹

# 武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会 規約

## (目的及び設置)

第1条 武蔵小杉駅周辺地域において、大規模な地震が発生した場合の滞在者の安全確保に向けて、都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日 国都まち第21号。以下「要綱」という。）第2条の2に規定するエリア防災計画の作成及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、要綱第2条の規定に基づき、武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) エリア防災計画の策定に関すること。
- (2) エリア防災計画に基づく取組の推進に関すること。
- (3) その他武蔵小杉駅周辺地域における震災時の安全確保に関すること。

## (構成)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長をおき、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。
- 3 会長は、必要と認める場合、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (議事)

第5条 会長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

## (書面による議事)

第6条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第7条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項について、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 議長は、エリア防災計画の内容に係る検討及び調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の庶務は、中原区役所危機管理担当において処理する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成27年10月27日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会

	関係機関
1	国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課 課長
2	神奈川県安全防災局 副局長
3	川崎市副市長
4	川崎市中原区 区長
5	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社長
6	東京急行電鉄株式会社 鉄道事業本部長
7	神奈川県中原警察署 署長
8	武蔵小杉周辺再開発協議会 会長

# 武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会

## エリア防災計画作成部会 会則

### (目的及び設置)

第1条 武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会規約第9条の規定に基づき、武蔵小杉駅周辺地域の大規模震災時における滞在者の安全確保に向けたエリア防災計画に係る検討及び調整等を行うため、武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会計画作成部会（以下「部会」という。）を組織する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) エリア防災計画の内容に係る検討及び調整
- (2) エリア防災計画に基づく取組の推進に関する検討及び調整
- (3) その他武蔵小杉駅周辺地域における震災時の安全確保に関する検討及び調整

### (構成)

第3条 部会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 部会に部会長をおき、構成員の中から選任する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会の構成員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。
- 3 部会長は、必要と認める場合、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (議事)

第5条 部会長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

### (書面による議事)

第6条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

### (議決権の委任)

第7条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出

席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項について、部会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 部会の庶務は、中原区役所危機管理担当において処理する。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附則

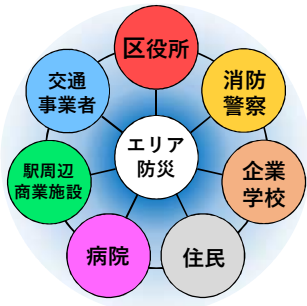
この会則は、平成27年10月27日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会 計画作成部会

	関係機関
1	神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課 課長
2	川崎市中原区 副区長
3	川崎市総務局危機管理室(市対策本部) 担当課長
4	川崎市まちづくり局小杉駅周辺整備推進担当 担当課長
5	東日本旅客鉄道(株)武蔵小杉駅 駅長
6	東京急行電鉄(株)武蔵小杉駅 駅長
7	神奈川県中原警察署 副署長
8	中原消防署 副署長
9	川崎市教育会館 総合教育センター総務室長
10	川崎市市民ミュージアム 館長
11	川崎市生涯学習プラザ 公益財団法人川崎市生涯学習財団事務局長
12	川崎市総合自治会館 公益財団法人川崎市市民自治財団事務局長
13	川崎市総合福祉センター 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会事務局長
14	川崎市中原市民館 館長
15	川崎市中原図書館 館長
16	川崎市平和館 館長
17	グランツリー武蔵小杉 部長
18	東急スクエア 総支配人
19	ららテラス武蔵小杉 三井不動産(株)商業施設運用部 アセットマネジメントグループ グループ長
20	武蔵小杉駅西街区ビル防災センター 所長

## 【武蔵小杉駅周辺地域におけるエリア防災の考え方】



武蔵小杉駅周辺地域内の様々な主体が一体となり、  
「自助」・「共助」・「公助」の考え方に基づいて  
駅周辺の安全確保と混乱防止に取り組む

### 1 改定の基本的な考え方

- ✓ 改定にあたっては、現在の計画に定めている取組を評価・総括することが重要
- ✓ 近年の社会環境の変化等も踏まえ、新たな課題を浮き彫りにし、計画に盛り込むべき取組を整理する
- ✓ より一層、実効性のある計画へと改定できるよう、帰宅困難者対策の目的や各主体の役割を明確化し、防ぐべき被害像に対する共通認識を持つ
- ✓ 現状を踏まえた帰宅困難者対策の見直しを優先し、続いて、駅周辺住民を含めた混乱防止対策を新たに検討する
- ✓ 検討内容は、「川崎市地域防災計画」や「中原区地域防災計画」など、他の防災計画等と整合させる
- ✓ 検討にあたっては、帰宅困難者対策に関わる、多様な主体の意見を反映できる検討体制を構築する

1

# 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画 改定方針（案）

### 2 改定のポイント

- 改定にあたっては、以下の3つのポイントを踏まえ、各主体と連携した検討体制を構築し、多様な意見を反映する

#### ①帰宅困難者対策の目的や各主体の役割の明確化

帰宅困難者対策の目的や役割を明確にし、行政・民間事業者だけでなく、個人も含め、様々な主体が自分事として取り組むことを認識させる

#### ②新たな課題への対応

スマートフォンの普及や高層マンションの増加、テレワークの進展など、社会環境の変化等に伴う新たな防災上の課題を整理し、対応策を具体化する

#### ③実効性のある取組の推進

発災後に想定される事態を通じて、各主体間で防ぐべき被害像の共通認識を図り、より実効性のある帰宅困難者対策を推進する

加えて、地震被害想定や国の取組方針等の修正があれば、適切に反映する

2

# 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画 改定方針（案）

## 3 取組の方向性

➤ 3つの方向性を踏まえ、想定される事態に向けて各主体が行うべき取組を計画に加える

取組の方向性	検討項目（案）	主な取組機関（案）
<b>①情報の収集・発信</b> 【適切な災害対応と自発的な安全行動を促す】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間、休日の発災対応の強化</li> <li>・一時滞在施設の拡充</li> <li>・駅前滞留者の誘導</li> <li>・交通機関の運行状況や道路被害等の情報共有体制</li> <li>・駅前滞留者や関係機関への情報発信手段</li> </ul>	企業・学校を除く全て 区役所、一時滞在施設 区役所、鉄道事業者、警察 区役所、市、駅、警察 区役所、鉄道事業者、警察、商業施設
<b>②駅周辺の安全確保</b> 【地震発生直後の人命被害を抑える】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤・通学者に対する帰宅抑制の促進</li> <li>・安全な徒歩帰宅の支援</li> <li>・要配慮者の対応</li> </ul>	企業、学校、病院 区役所、警察 区役所、鉄道事業者、警察、一時滞在施設
<b>③駅周辺の混乱防止</b> 【混乱に伴う二次被害の発生を抑える】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン停止時の対応</li> <li>・マンション防災の促進</li> <li>・外出中の発災に対する防災啓発</li> </ul> など	区役所、一時滞在施設 区役所、自主防災組織 区役所

3

# 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画 改定方針（案）

## 4 検討体制

➤ 今後の社会変化に対する即応性と実効性を両立した計画にするため、現在の計画策定体制を一体化し、区内の関係機関を中心とした新たな体制を構築する

武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画作成部会  
【計画内容の実質的な検討・作成】

神奈川県、川崎市、鉄道事業者、警察、消防、一時滞在施設、商業施設、駅前複合ビル

再構成

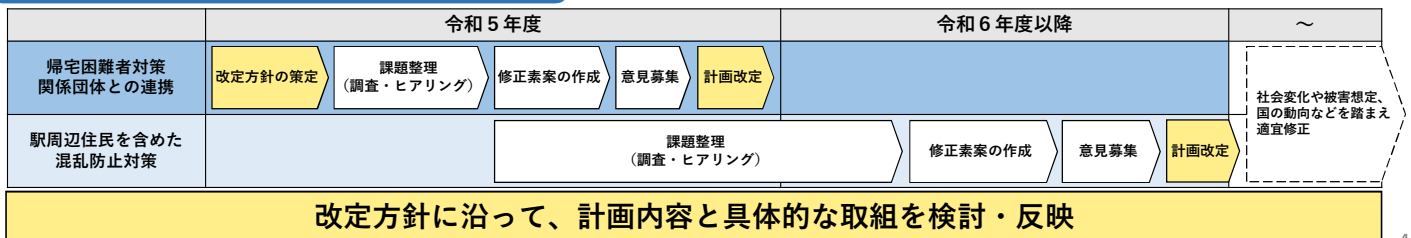
武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会  
【計画の議決】

国、神奈川県、川崎市、鉄道事業者、警察、武蔵小杉再開発協議会

（仮称）武蔵小杉駅周辺地域混乱防止対策協議会  
【計画内容の検討・計画の決議を一体化】

国、神奈川県、川崎市、交通事業者、警察、消防、一時滞在施設、民間事業者（商業施設、企業、学校、病院）...など

## 5 検討スケジュール（イメージ）



4



## 武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会 規約（修正版）

## （目的及び設置）

第1条 武蔵小杉駅周辺地域において、大規模な地震が発生した場合の滞在者の安全確保に向けて、都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日 国都まち第21号。以下「要綱」という。）第2条の2に規定するエリア防災計画の作成及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、要綱第2条の規定に基づき、武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

## （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）エリア防災計画の策定に関すること。
- （2）エリア防災計画に基づく取組の推進に関すること。
- （3）その他武蔵小杉駅周辺地域における震災時の安全確保に関すること。

## （構成）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長をおき、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

## （会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。
- 3 会長は、必要と認める場合、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## （議事）

第5条 会長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

## （書面による議事）

第6条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第7条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項について、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 議長は、エリア防災計画の内容に係る検討及び調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の庶務は、中原区役所危機管理担当において処理する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成27年10月27日から施行する。

**この規約は、令和5年7月25日から施行する。**

別表第1 (第3条関係)

武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会

	関係機関
1	国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課 課長
2	神奈川県くらし安全防災局 副局長 (修正)
3	川崎市副市長
4	川崎市中原区 区長
5	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社長
6	東急東京急行電鉄株式会社 鉄道事業本部長 (修正)
7	神奈川県中原警察署 署長
8	武蔵小杉周辺再開発協議会 会長

## 武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会

## エリア防災計画作成部会 会則（修正版）

## （目的及び設置）

第1条 武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会規約第9条の規定に基づき、武蔵小杉駅周辺地域の大規模震災時における滞在者の安全確保に向けたエリア防災計画に係る検討及び調整等を行うため、武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会計画作成部会（以下「部会」という。）を組織する。

## （所掌事務）

第2条 部会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）エリア防災計画の内容に係る検討及び調整
- （2）エリア防災計画に基づく取組の推進に関する検討及び調整
- （3）その他武蔵小杉駅周辺地域における震災時の安全確保に関する検討及び調整

## （構成）

第3条 部会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 部会に部会長をおき、構成員の中から選任する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会の構成員が、その職務を代理する。

## （会議）

第4条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。
- 3 部会長は、必要と認める場合、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## （議事）

第5条 部会長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

## （書面による議事）

第6条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第7条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項について、部会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 部会の庶務は、中原区役所危機管理担当において処理する。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附則

この会則は、平成27年10月27日から施行する。

**この規約は、令和5年7月25日から施行する。**

別表第1 (第3条関係)

武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会 計画作成部会

	関係機関
1	神奈川県くらし安全防災局安全防災部危機管理防災災害対策課 課長 (修正)
2	川崎市中原区 副区長
3	川崎市総務局危機管理本部室 (市対策本部) 担当課長 (修正)
4	川崎市まちづくり局小杉駅周辺整備推進担当 担当課長
5	東日本旅客鉄道(株)武蔵小杉駅 駅長
6	東急東京急行電鉄(株)武蔵小杉駅 駅長 (修正)
7	神奈川県中原警察署 副署長
8	中原消防署 副署長
9	川崎市教育会館 総合教育センター総務室長
<del>10</del>	<del>川崎市市民ミュージアム 館長 (削除)</del>
10	川崎市生涯学習プラザ
<del>11</del>	公益財団法人川崎市生涯学習財団事務局長
11	川崎市総合自治会館
<del>12</del>	公益財団法人川崎市市民自治財団事務局長
12	川崎市総合福祉センター
<del>13</del>	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会事務局長
13	川崎市中原市民館 館長
<del>14</del>	
14	川崎市中原図書館 館長
<del>15</del>	
15	川崎市平和館 館長
<del>16</del>	

16	川崎市医師会 公益財団法人川崎市医師会 事務局長 (追加)
17	川崎市コンベンションホール 館長 (追加)
18 <del>17</del>	グランツリー武蔵小杉 部長
19 <del>18</del>	東急スクエア 総支配人
20 <del>19</del>	ららテラス武蔵小杉 三井不動産(株)商業施設運用部 アセットマネジメントグループ グループ長
21 <del>20</del>	武蔵小杉駅西街区ビル防災センター 所長



(修正版)

# 武蔵小杉駅周辺地域 エリア防災計画



武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会

令和 年 月





# 目 次

第1章 策定にあたって .....	1
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画策定の目的及び考え方 .....	2
3. 計画の位置付け .....	3
4. 計画の策定体制 .....	4
5. 計画の構成と対象範囲 .....	4
(1) 本書の構成及び内容 .....	5
(2) 本計画の対象範囲 .....	6
第2章 現状の分析 .....	7
1. 武蔵小杉駅周辺地域の特徴 .....	7
(1) 地勢 .....	7
(2) 交通（鉄道） .....	7
(3) 人口 .....	8
(4) 大規模集客施設 .....	8
2. 災害時想定 .....	10
(1) 地震被害想定 .....	10
(2) 災害時における駅前滞留者の想定 .....	11
3. これまでの取組（今後も継続する取組） .....	13
(1) 安全な場所に留まることの協力依頼 .....	13
(2) 帰宅困難者一時滞在施設の設置 .....	13
(3) 災害時帰宅支援ステーションの設置 .....	13
(4) 帰宅困難者向けリーフレットの配布 .....	14
(5) 中原区防災連携協議会帰宅困難者部会の設置 .....	14
4. 武蔵小杉駅周辺地域の課題 .....	16
(1) 駅周辺の滞留スペースとキャパシティ .....	16
(2) 時系列の混雑度の想定 .....	18
(3) 駅周辺地域における課題 .....	19
第3章 今後の取組内容 .....	21
1. 課題に対する取組内容 .....	21
(1) 課題に対する取組の整理 .....	21
(2) 今後の取組内容 .....	22
2. 施設の整備及び管理 .....	25
(1) 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設） .....	25
(2) 退避経路 .....	25
(3) 備蓄倉庫・その他の施設 .....	25
(4) その他・滞留者等の安全を確保するために実施する事業等 .....	26

(5) 施設の位置図 .....	26
第4章 災害時の対応 .....	27
1. 情報の伝達 .....	27
(1) 伝達する情報 .....	27
2. 発災後の行動フロー .....	28
3. 誘導のポイント .....	30
(1) 混雑緩和スポットへの誘導 .....	30
(2) 要配慮者専用の帰宅困難者一時滞在施設の設定 .....	31
第5章 計画の推進について .....	32
1. 計画の推進体制 .....	32
2. 計画の変更 .....	32
3. 訓練等の実施について .....	32

# 第1章 策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

武蔵小杉駅は**1日に最大約48万人の乗降客が利用する重要な交通結節点**です。近年、高層集合住宅や大型商業施設が急速に集積し、「住みたい街」などのランキングでも人気の地域となるなど街の魅力を高めています。

一方で、川崎市では本市に最も大きな被害を及ぼす地震として、マグニチュード7.3の直下型の地震を想定しています。このような**大規模震災時には広域的な交通機関の運行停止等**が発生し、武蔵小杉駅周辺においても通勤・通学や買い物客など**多くの来訪者が帰宅を急ぎ、大きな混乱**が懸念されます。

このような災害の状況下では**行政機関は最優先させるべき人命救助を最優先**する必要があり、帰宅困難者対策など**駅周辺の安全確保に向けた対応については、鉄道事業者、民間企業など駅周辺の関係者が互いに力を合わせて総合的に取り組む**必要があることから「武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画」を策定します。

また、これにより**災害に強いまち**としての信頼性を確保し、地域の魅力と価値をさらに高めていきます。

### 都市再生安全確保促進事業とエリア防災計画

東日本大震災時のターミナル駅周辺の大混乱から、平成24年に、国は都市再生緊急整備地域における震災時滞在者の安全確保の計画（都市再生安全確保計画）作成を補助する「都市安全確保促進事業」を創設しました。

平成25年度にはその対象を1日あたり乗降客数30万人以上の主要駅周辺まで拡充し、上記計画に準じたエリア防災計画の作成を支援しています。

## 2. 計画策定の目的及び考え方

### 【策定の目的】

本計画の目的は、以下のとおりです。

- 大規模震災時の武蔵小杉駅周辺地域で想定される、滞留者・帰宅困難者による混乱を抑え、訪問者の怪我や体調悪化などの危険を回避する。
- 地域の民間事業者などが協力して進める「訪問者が安心できる災害に強いまちづくり」を新しい地域の魅力・価値として確立する。

### 【策定に係る考え方】

本計画の策定にあたっては、以下の点を踏まえることとします。

- 都市再生特別措置法に規定される都市再生安全確保計画の記載事項を含めた計画とする。
- 行政機関による「公助」だけでなく、事業者や個人が取り組む「自助」、地域の関係者が皆で互いに助け合う「共助」など、社会全体で取り組む計画とする。
- 災害発生時の初動対応体制確保のため、各関係者の情報受伝達体制、各関係者の役割を明らかにして、円滑な避難誘導や効果的な滞留者・帰宅困難者対応を展開する。
- 各関係者が今後の課題を共有し、意見交換を行い、課題解決に向けた取組の方向性を定める。
- 川崎市地域防災計画における混乱防止・帰宅困難者対策を踏まえた計画とする。
- 武蔵小杉駅周辺の再開発においても本計画が一つの指針として考慮されるような内容とする。

### 【対象期間】

期間を定めず、PDCAサイクルにより、計画にそって取組の実施、結果の検証、改善、計画へのフィードバックを行います。

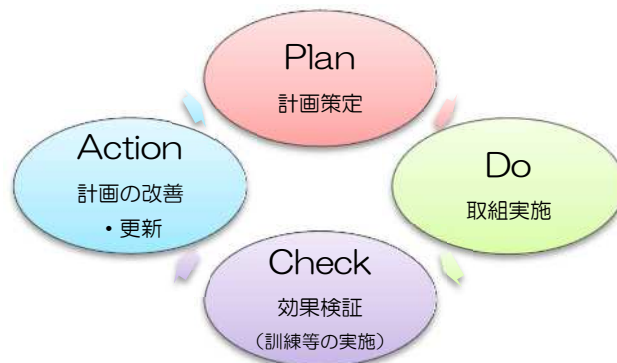


図 1 計画の更新イメージ

### 3. 計画の位置付け

川崎市では、全市的に防災分野における様々な計画が定められています。その中で『武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画』は、武蔵小杉駅周辺における大震災時の滞留者・帰宅困難者対応という特定課題に対して、**国、川崎市などの行政機関と鉄道事業者などの民間事業者等が連携して共通の目標やそれぞれが取り組むべき役割を定めたものです。**

現在、川崎市においては、災害対策基本法に基づく「かわさき強靱化計画」、「川崎市地域防災計画」など、防災・減災に向けた様々な取り組みを行っています。

本計画は、武蔵小杉駅周辺地域において、これら**現在の取り組みを連動させるとともに、行政機関や民間事業者等による取り組みを具現化し、役割を明確にすることで災害時に対応できるようにするためのものです。**

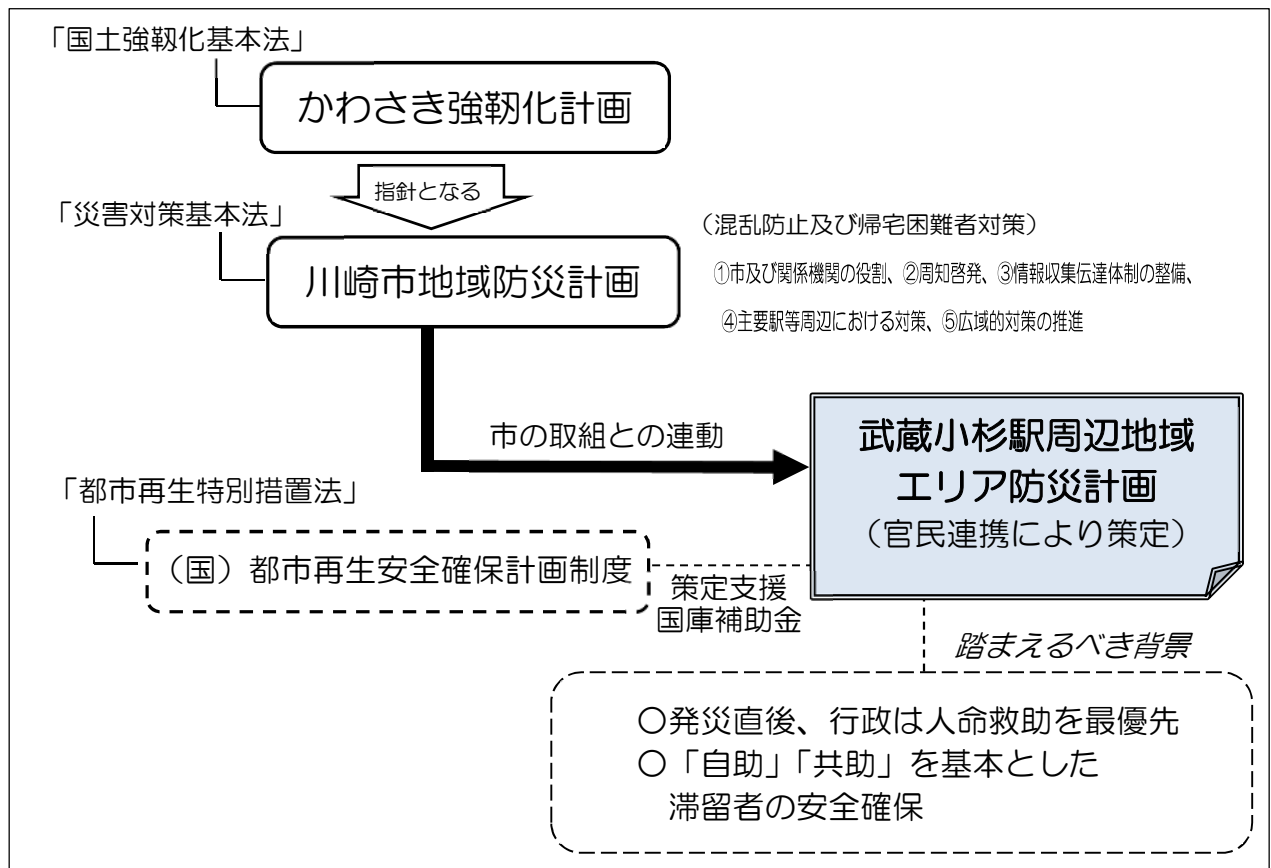


図 2 武蔵小杉駅周辺地域における防災・減災における主な計画等

## 4. 計画の策定体制

武蔵小杉駅周辺地域におけるエリア防災計画を、以下の体制により検討・作成します。

- 計画の議決は、「**武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会**」
- 計画内容等の実質的検討・作成は、震災発生時に具体的に関わる関係者による「**武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画作成部会**」

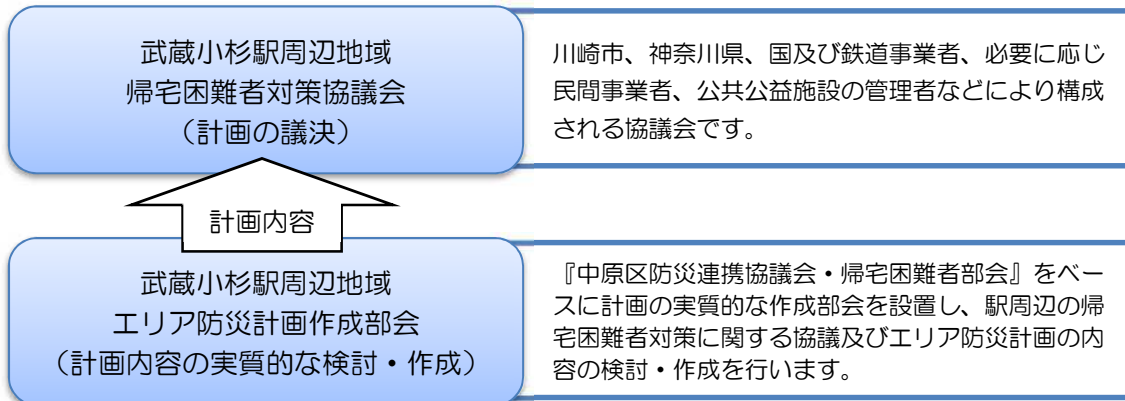


図 3 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画の作成・検討体制

表 1 武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会 名簿

■国	・国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課長
■神奈川県	・神奈川県くらし安全防災局 副局長
■川崎市	・川崎市 副市長 ・川崎市中原区 区長
■鉄道事業者	・東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社長 ・東京急行電鉄株式会社 鉄道事業部長
■警察	・神奈川県中原警察署 署長
■商業施設関係	・武蔵小杉周辺再開発協議会 会長

表 2 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画作成部会 組織名簿

■神奈川県	・神奈川県くらし安全防災局安全防災部
■川崎市	・川崎市中原区 ・川崎市総務局危機管理本部室 ・川崎市まちづくり局
■鉄道事業者	・東日本旅客鉄道株式会社武蔵小杉駅 ・東京急行電鉄株式会社武蔵小杉駅
■警察	・神奈川県中原警察署
■消防	・川崎市中原消防署
■帰宅困難者一時滞在施設	・川崎市教育会館 ・川崎市総合福祉センター ・川崎市中原市民館 ・川崎市平和館 ・川崎市コンベンションホール
■商業施設	・川崎市生涯学習プラザ ・川崎市総合自治会館 ・川崎市中原図書館 ・川崎市医師会館 ・グランツリー武蔵小杉 ・武蔵小杉東急スクエア ・ララテラス武蔵小杉
■駅前複合ビル	・武蔵小杉駅西街区ビル防災センター

## 5. 計画の構成と対象範囲

### (1) 本書の構成及び内容

本計画は、**都市再生特別措置法第19条の15第2項に基づいて作成**しており、計画の構成及び内容は以下のとおりです。

表 3 エリア防災計画の構成及び内容

エリア防災計画の構成及び内容		法の位置づけ 都市再生特別措置法第19条の15第2項	
第1章 策定にあたって	1.計画策定の背景	Ⅰ 基本的な方針	第1号
	2.計画策定の目的及び考え方		
	3.計画の位置付け		
	4.計画の策定体制		
	5.防災計画の構成及び内容と対象範囲		
第2章 現状の分析	1.武蔵小杉駅周辺地域の特徴	Ⅱ 目標を達成するための事業及び事務	第5号 第2号 第3号 第4号
	2.災害時想定		
	3.これまでの取組		
	4.武蔵小杉駅周辺地域の課題		
第3章 今後の取組内容	1.課題に対する取組内容	Ⅱ 目標を達成するための事業及び事務	第5号 第2号 第3号 第4号
	2.施設の整備及び管理		
第4章 災害時の対応	1.情報の伝達	Ⅱ 目標を達成するための事業及び事務	第6号
	2.発災後の行動フロー		
	3.誘導のポイント		
第5章 計画の推進について	1.計画の推進体制	Ⅰ 基本的な方針	第1号
	2.計画の変更		
	3.訓練等の実施について		

### 都市再生特別措置法第19条の15第2項

2 都市再生安全確保計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
- 二 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項
- 三 前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項
- 四 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十九条の十八第一項において同じ。）その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項
- 五 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

## (2) 本計画の対象範囲

将来の都市像や都市計画の基本的方向を定めた「都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」では都市再生整備計画区域を定めています。

この区域の中で、重要な交通結節点である武蔵小杉駅とその周辺地区の都心機能の強化に向けた広域的拠点を目指す第2号再開発促進地区（小杉駅周辺地区）を基本として、商業施設・大型住宅施設中心の東口、オフィスビル中心の北口、横須賀線武蔵小杉駅新南口を含む最小限のエリアを本計画の対象範囲とします。

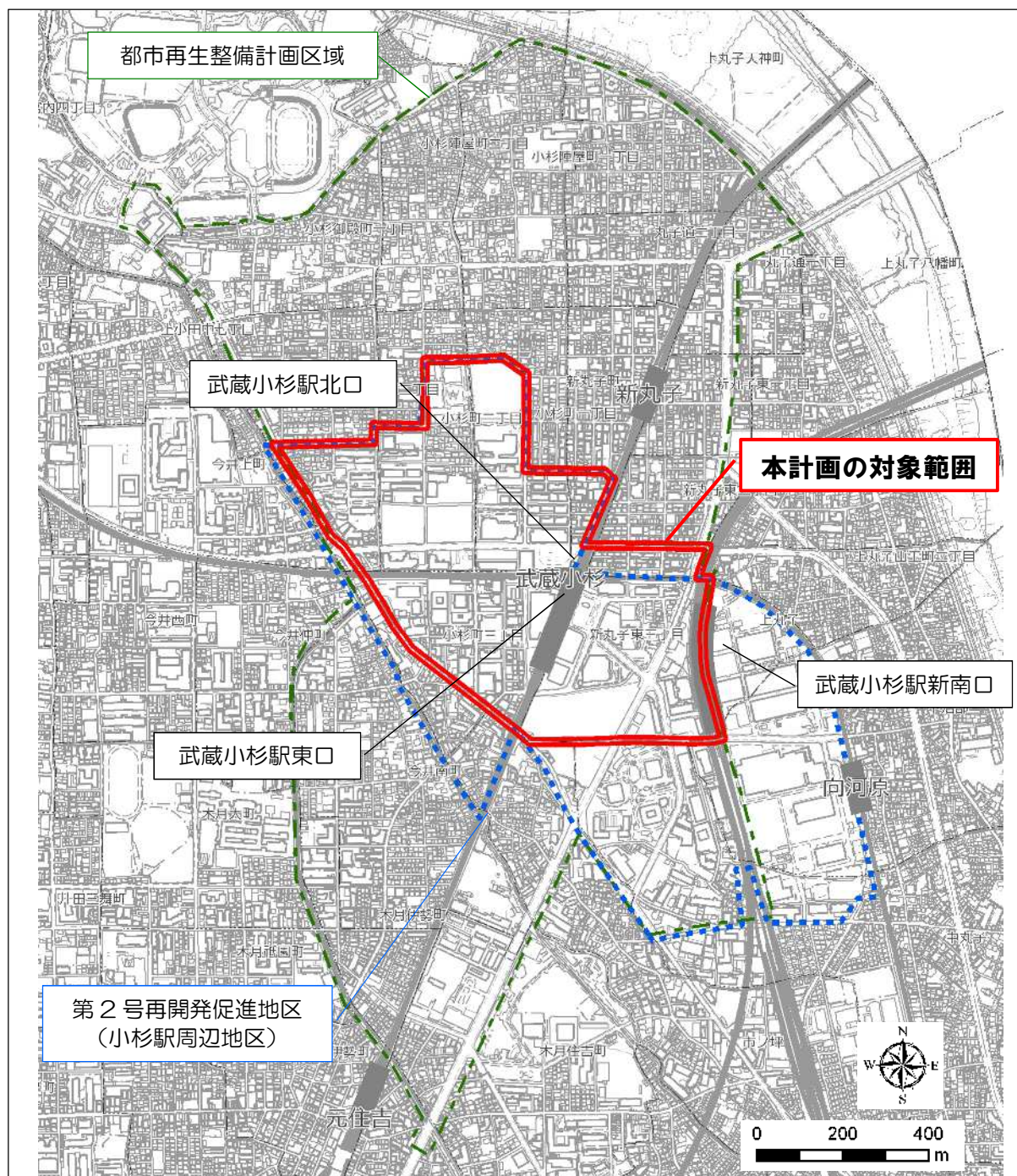


図 4 本計画の対象範囲



## 第2章 現状の分析

### 1. 武蔵小杉駅周辺地域の特徴

#### (1) 地勢

中原区は、**川崎市のほぼ中央**に位置し、区域の大部分は平坦な地形が広がっています。中原区の東部に位置する武蔵小杉駅周辺では、現在、**再開発による新しいまちづくり**が進んでおり、都市型住宅と商業施設等が立地する複合市街地が形成されつつあります。

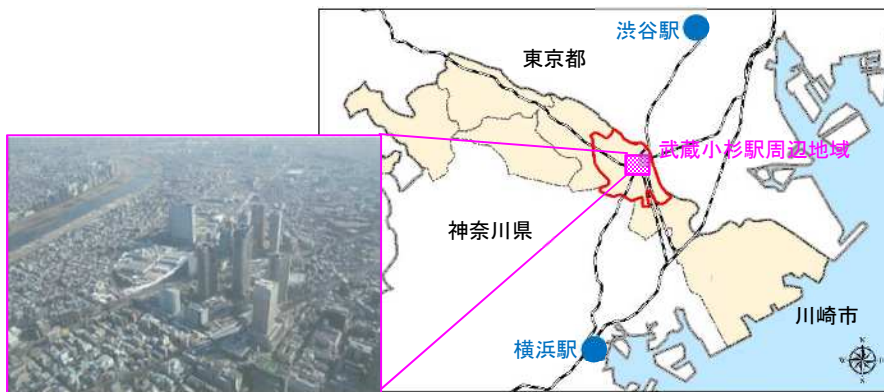
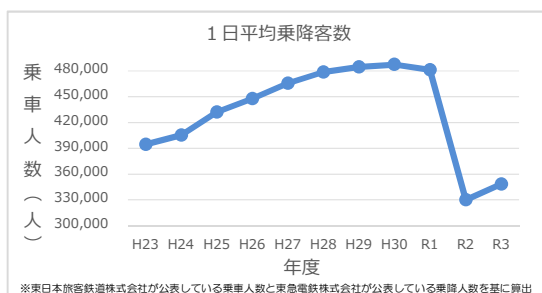


図 5 武蔵小杉駅周辺地域の位置

#### (2) 交通（鉄道）

武蔵小杉駅は、南武線、湘南新宿ライン、横須賀線、東急東横線、東急目黒線、相鉄線が乗り入れ、**交通の要所**となっています。

平成20年6月には東急目黒線が武蔵小杉駅から日吉駅まで延伸し、平成22年3月には横須賀線・湘南新宿ラインに武蔵小杉駅が開業する等、**利便性の向上にともなって利用者数が増加**し、令和4年度までの**一日平均乗降客数は最大約48万人**となっています。



ラッシュ時の状況

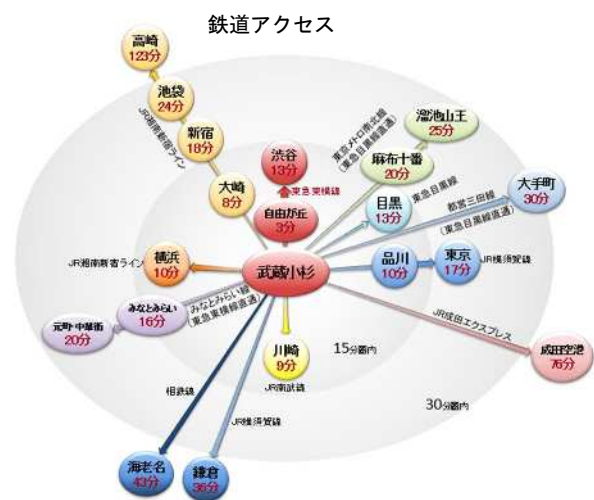


図 6 武蔵小杉駅の利用状況

### (3) 人口

東京都心部や横浜などへのアクセスに恵まれていることもあり、**中原区の人口世帯数は265,401人、138,744世帯と市内7区で最大**となっています（令和5年4月1日現在）。

特に、再開発が進み、交通の要所となっている、**武蔵小杉駅周辺地域**の14町丁目を対象とした人口は、令和4年9月末で約47,000人と、**10年前に比べ27%以上増加**しています。

武蔵小杉駅周辺地域の大型高層マンション



武蔵小杉駅周辺地域の人口



図7 武蔵小杉周辺地域の開発状況と人口動態

### (4) 大規模集客施設

武蔵小杉駅前では**大型商業施設の建設が進み**、平成25年に武蔵小杉東急スクエアが、平成26年にはグランツリー武蔵小杉とららテラス武蔵小杉が開業し、ショッピングを楽しむ**買い物客など多くの人**で賑わっています。

また、武蔵小杉駅の北西に位置する等々力緑地は、等々力陸上競技場やとどろきアリーナといった**大型スポーツ施設**を有しています。プロチーム・実業団チームの試合をはじめ国際大会や全国大会などの**大規模スポーツイベント開催時には、多くの人**が利用しています。

こうした大規模集客施設には、市内外を問わず**遠方からも多くの人**が、武蔵小杉駅を利用して訪れています。



図8 武蔵小杉駅周辺地域の大型集客施設



## 2. 災害時想定

### (1) 地震被害想定

川崎市地震被害想定調査によると、**川崎市直下の地震**（マグニチュード7.3、**阪神・淡路大震災と同等**の大きさを想定）が発生した場合、川崎市内においてはほとんどの地域で震度6弱以上、**中原区のほとんどの地域で震度6強の揺れ**になることが想定されています。

表 4 川崎市直下の地震による被害量

種別	被害項目	中原区	川崎市
人口	（平成 25 年 3 月 1 日現在）	236,518 人	1,438,627 人
建物被害	全壊棟数	3,748 棟	22,329 棟
	半壊棟数	7,974 棟	49,798 棟
地震火災	出火件数	49 件	243 件
	焼失棟数	2,858 棟	16,395 棟
人的被害	死者数	154 人	819 人
	重軽傷者数	2,928 人	15,822 人
ライフライン	上水道断水世帯数	63,931 世帯	351,337 世帯
	下水道機能支障世帯数	89,894 世帯	276,022 世帯
	停電世帯数	77,108 世帯	399,050 世帯
	一般回線電話の不通件数	市内加入電話の約 20%	
生活支障等	避難者数	65,467 人	361,077 人
	駅前滞留者数（私用等）	4,745 人※1	34,616 人※2
	〃（従業員、学生）	25,297 人※1	101,002 人※2

※1 武蔵小杉駅

※2 川崎駅、武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、登戸駅、新百合ヶ丘駅

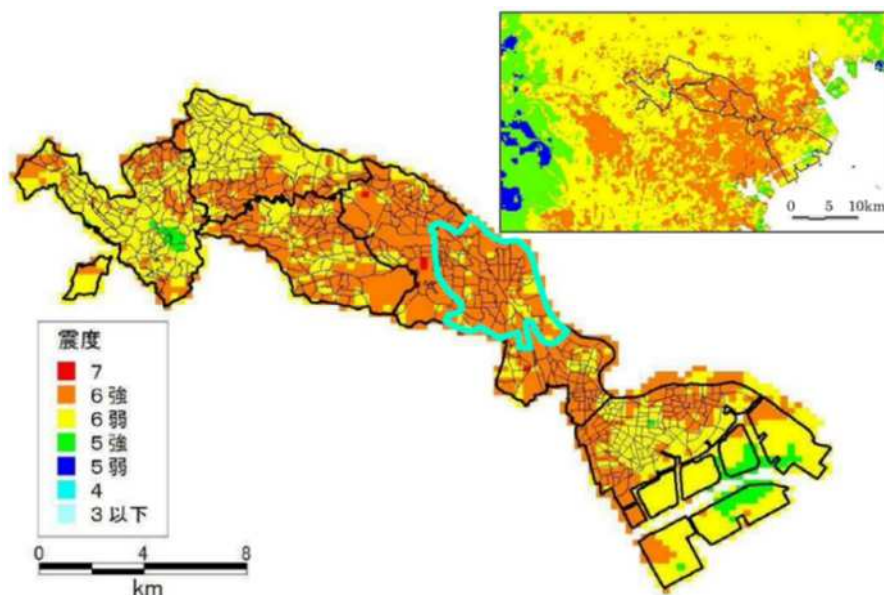


図 9 川崎市直下の地震による震度分布（右上は広域の震度分布）

#### 【参考】阪神淡路大震災（マグニチュード7.3直下の地震）における被害状況



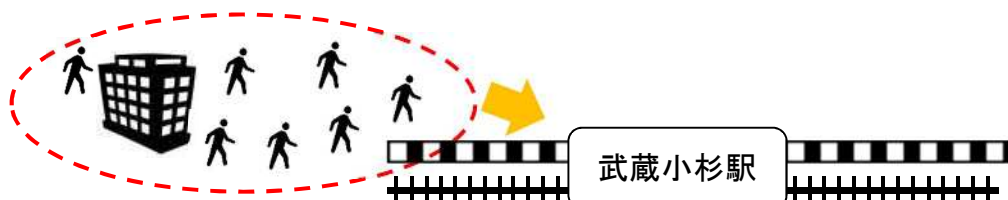
資料：阪神淡路大震災「1.17の記録」、神戸市消防局、災害写真データベース



## (2) 災害時における駅前滞留者の想定

大規模な地震が発生して公共交通機関の運行が停止すると、**武蔵小杉駅周辺においては多くの滞留者で混乱**が生じることが予想されます。こうした場合に備えた対策を講じるためには、駅周辺でどれくらいの滞留者が発生するのかを把握する必要があります。

災害時に外出または商業施設利用のため駅周辺に滞在しており、発災後、駅周辺に集まってくる人を、本計画においては「**屋外滞留者**」と定義します。



本計画における屋外滞留者数は、以下のとおりとします。

**屋外滞留者数 (冬の15時) = 5, 822人**

H24被害想定<sup>※1</sup>では15時の屋外滞留者数4,745人と算定されていますが、武蔵小杉駅では平成20年以降に開業した大型商業施設の利用者数を考慮する必要があります。そのため、本計画における屋外滞留者数は、新たな大型商業施設の利用者を考慮し、以下のように算出しています。

$$\begin{array}{l} \text{屋外滞留者数} = \text{H24 被害想定による屋外滞留者数} + \text{H26 区調査}^{\text{※2}} \text{による新たな増加分} \\ (5,822 \text{ 人}) \qquad \qquad \qquad (4,745 \text{ 人}) \qquad \qquad \qquad (1,077 \text{ 人}) \end{array}$$

※1 川崎市地震被害想定調査報告書 [H24 年度作成]

※2 中原区の帰宅困難者数に関する調査報告書 [H26 年度作成]

### 【参考】 駅間乗車者

屋外滞留者の他に、災害時に駅周辺で発生する滞留者の可能性としては、鉄道利用中の人で、発災後、駅間停車車両から最寄り駅に誘導される人（以下、「**駅間乗車者**」という）が考えられます。

駅間乗車者は、高架上での鉄道会社員等の案内により誘導されるため、コントロールが難しい駅周辺の屋外滞留者と同様に考えるものではありませんが、特段の案内をせず駅構外へ誘導した場合は、屋外滞留者の増加につながることを考慮する必要があります。屋外滞留者数と同様に15時の駅間乗車者数を想定<sup>※</sup>すると、4,789人となります。

※ H24 被害想定値 (3,862 人) [15 時に武蔵小杉駅を通る各路線の隣接駅間の通過人数の合計値]に、一日平均乗降客数の増加率 (1・24 倍) [平成 22 年から 26 年] を乗じて算出しています。

※ 武蔵中原駅や元住吉駅など駅間の反対側の駅に誘導される可能性もあります。

※ 駅間乗車者数は通勤・通学時間帯に多くなると考えられ 15 時と同様の手法で 8 時の人数を求めると 20,764 人となります。

なお、駅間乗車者には、武蔵小杉駅またはその周辺を出発地・目的地とする人と、武蔵小杉駅遠方の方がいます。徒歩帰宅が可能かどうかで、一時滞在施設への受入など対策が異なるので、その割合を把握しておくことも重要です。中原区で勤務・就学する人の少なくとも4割は、徒歩帰宅が困難になると考えられます。

中原区で勤務・就学する人の距離別割合

武蔵小杉駅からの距離	帰宅困難割合※1	距離別割合※2
～10km	帰宅可能(帰宅困難割合＝0%)	31%
10～20km	被災者個人の運動能力の差から、1km 遠くなるごとに 10% 増加	29%
20km～	帰宅困難(帰宅困難割合＝100%)	40%

※1 帰宅困難割合は「帰宅困難者等に係る対策の参考資料」(中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」による

※2 大都市交通センサス「行政区間間移動人員表」による中原区で勤務・就学する人の合計人数に対する割合

### 3. これまでの取組（今後も継続する取組）

#### (1) 安全な場所に留まることの協力依頼

大地震が発生し、公共交通機関が運行停止した場合、自宅に帰ることが困難になる人が多数生じることが予想されます。多数の**帰宅困難者が一斉に帰宅すると道路や歩道が混雑し、救助活動に支障**をきたすだけでなく、**帰宅困難者自身が二次被害に遭うおそれ**もあります。

そのため川崎市では、**勤務先の建物や学校、大型商業施設など、身を寄せる場所がある場合は、その場に留まることを基本**としています。

《情報収集・安否確認のための情報提供》

大規模災害時に、被害状況がわからないままに慌てて行動すると、思わぬ危険に巻き込まれる恐れがあります。身の安全を確保したあと、市民が**冷静に行動できるよう**、川崎市では**様々な方法で情報を提供**します。

- 携帯サイト「モバイル川崎」、●テレビ「テレビ神奈川（3ch）」のデータ放送、
- ラジオ「川崎エフエム（79.1MHz）」、●SNS（twitter「kawasaki\_bousai」）、
- 家族の安否確認「災害用伝言ダイヤル」「災害用伝言板」

#### (2) 帰宅困難者一時滞在施設の設置

**帰宅困難者に対して一時的に施設を開放し、円滑な支援**を行うため、帰宅困難者一時滞在施設を確保しています。武蔵小杉駅周辺には令和5年4月現在、9箇所の一時滞在施設があり、**飲料水やアルミブランケットなどの備蓄品**を整備しています（図 11参照）。

交通機関が復旧して帰宅困難者が一斉に帰宅を開始すると混乱をきたすので、施設管理者からの連絡があるまでは一時滞在施設に留まるよう、お願いしています。

#### (3) 災害時帰宅支援ステーションの設置

大地震が発生した場合、公共交通機関が不通となる可能性が高く、多くの人が徒歩で帰宅を考えると考えられます。そのため、**徒歩帰宅者への帰宅支援**を目的として、九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーションの設置を進めています。

協定を締結した**企業の善意で行われる支援活動の拠点**として、①**水道水の提供**、②**トイレの使用**、③**地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供**など、可能な範囲で協力していただけることになっています。

コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど協定を締結した対象の店舗にはステッカー（右）を掲示しています。



《神奈川県等と連携した取組》

神奈川県石油業協同組合（ガソリンスタンド）及び自動車販売店等との協定の締結を進めています。

協定を締結した自動車販売店等においては、情報、水道水、トイレ、一時休憩場所の提供を行います。

#### (4) 帰宅困難者向けリーフレットの配布

市内の各主要駅等を中心に進めている帰宅困難者対策の取組について、**駅や一時滞在施設等の利用者への周知を目的として、帰宅困難者向け防災必携マニュアルを作成・配布**しています。  
(各主要駅や各一時滞在施設、区役所等で配布)

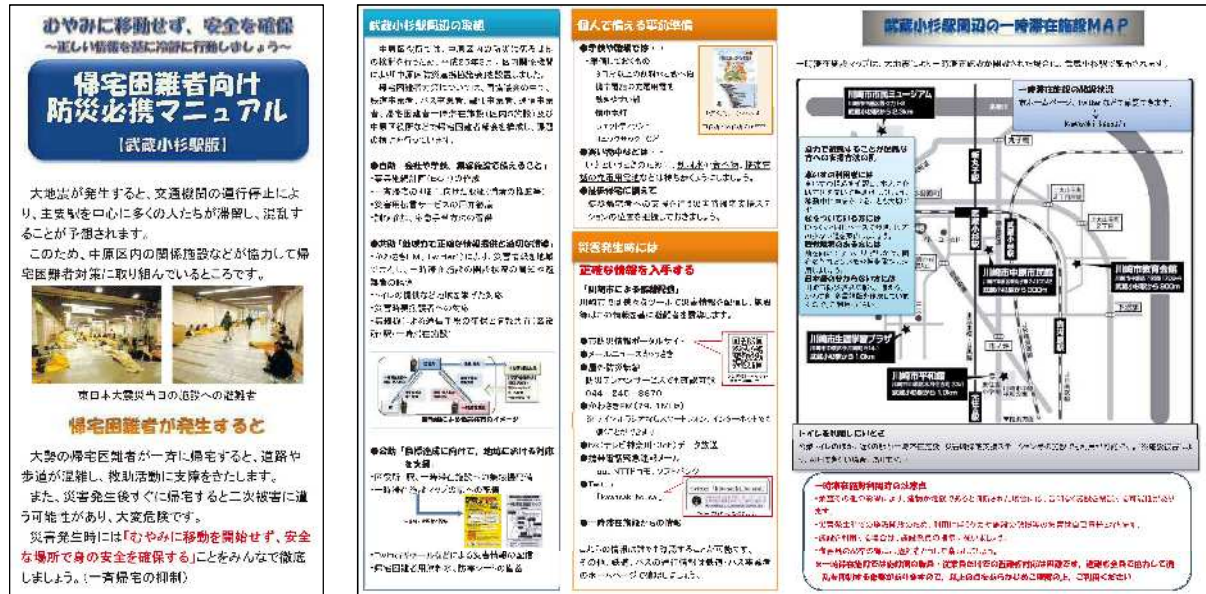


図 10 帰宅困難者向け防災必携マニュアル（武蔵小杉駅版）

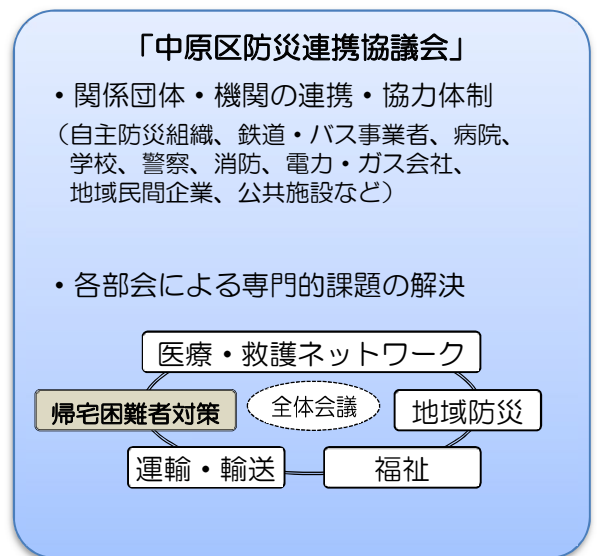
#### (5) 中原区防災連携協議会帰宅困難者対策部会の設置

中原区では平成25年より、**防災に関する必要な事項を協議し、情報の共有化を図るため、地域の関係団体や関係機関により構成される中原区防災連携協議会**を設置し、中原区の防災力向上を目指しています。

協議会の下に**帰宅困難者対策部会**を設置し、**帰宅困難者部会**交通事業者、帰宅困難者一時滞在施設、中原区役所などが参加のもと、帰宅困難者の安全確保に向けた、一時滞在施設の運営、誘導、情報の提供等に関する体制づくりを協議しています。

##### 【帰宅困難者対策部会の構成団体】

- 鉄道事業者
- 警察・消防
- 帰宅困難者一時滞在施設
- 商業施設
- 駅前複合ビル
- 川崎市





【中原区内の帰宅困難者一時滞在施設（令和5年1月現在）】

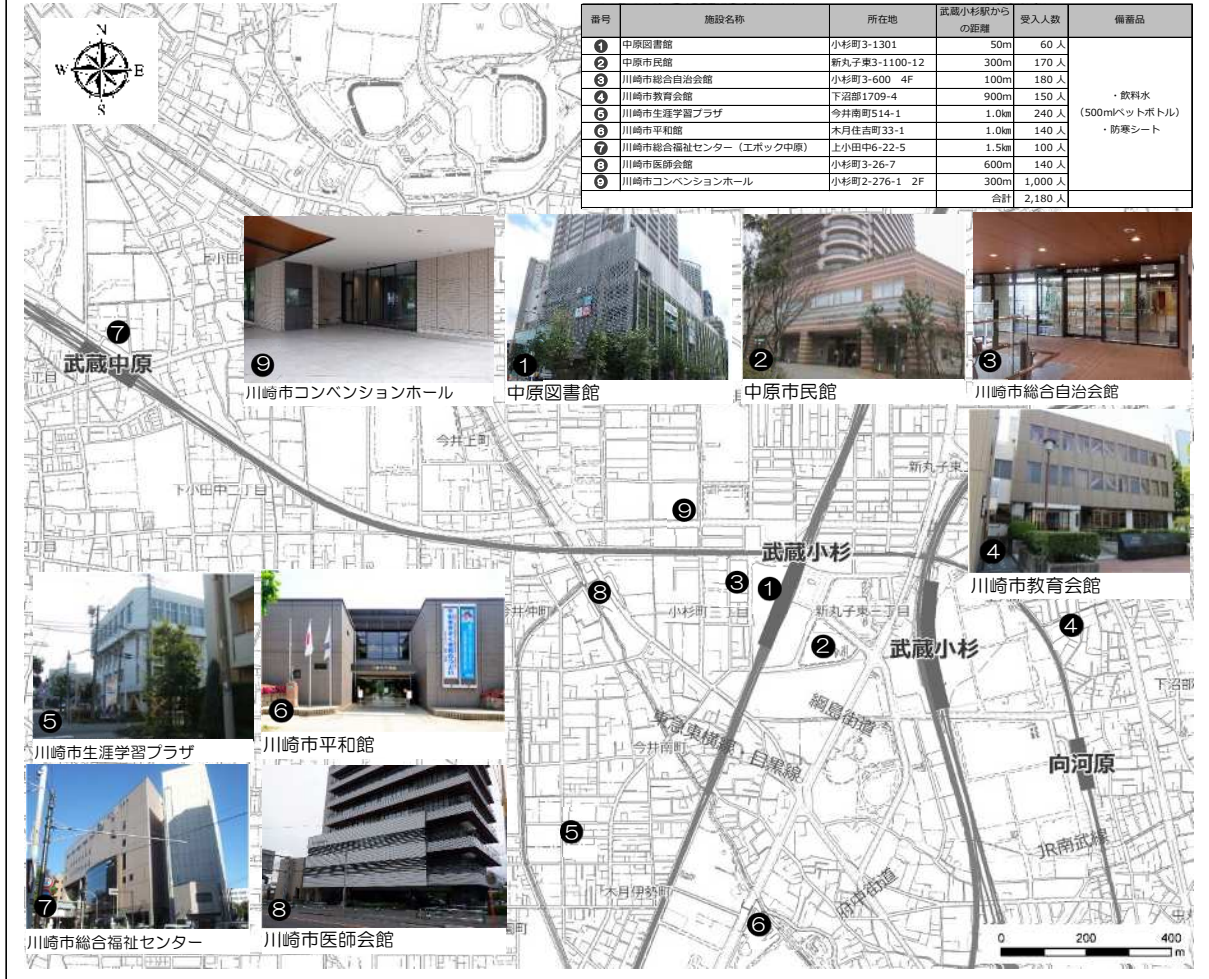


図 11 帰宅困難者一時滞在施設マップ（武蔵小杉駅版）

【参考】川崎市地域防災計画における帰宅困難者対策（概要）

- ・大地震発生直後は、滞留者や帰宅困難者の混乱が予想されるが、その期間、行政は人命救助が最優先となるため、帰宅困難者対策は、まずは「自助」・「共助」が基本
- ・市は「むやみに移動を開始しない」の周知 徹底、関係機関との役割分担、連携・協力をを行う

1 市及び関係機関の役割

【市】・「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知・徹底

- ・帰宅困難者一時滞在施設の確保、飲料水やアルミブランケットなどの備蓄
- ・徒歩帰宅者の支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保・周知

【鉄道事業者】旅客及び駅利用者等の安全確保、代替輸送手段の確保

【企業等】従業員の職場待機、従業員や来場者のための安否確認体制備、一時収容体制、備蓄

【市民】家族との連絡手段確保、徒歩帰宅経路の確認

2 周知啓発：災害時の安否確認手法、企業・学校等への従業員・生徒を一時収容するための備蓄

3 情報収集伝達体制の整備：主要駅や帰宅困難者一時滞在施設との情報連携体制

（鉄道運行や道路交通情報、駅前滞留状況、一時滞在施設の開設状況、災害情報等）

4 主要駅等周辺における対策

市、主要駅、帰宅困難者一時滞在施設、警察、消防、商業施設等は相互に連携し、災害時の混乱抑制策や帰宅困難者支援及び安全確保に向けた対応を図る

5 広域的対策の推進：神奈川県、九都県市との連携（災害時帰宅支援ステーションの確保等）

## 4. 武蔵小杉駅周辺地域の課題

### (1) 駅周辺の滞留スペースとキャパシティ

#### ① 駅周辺の滞留スペース

駅周辺の滞留スペースとして、都市計画基本図等を参考に、駅構内、駅周辺100m圏内のスペースを抽出すると下図のようになります。

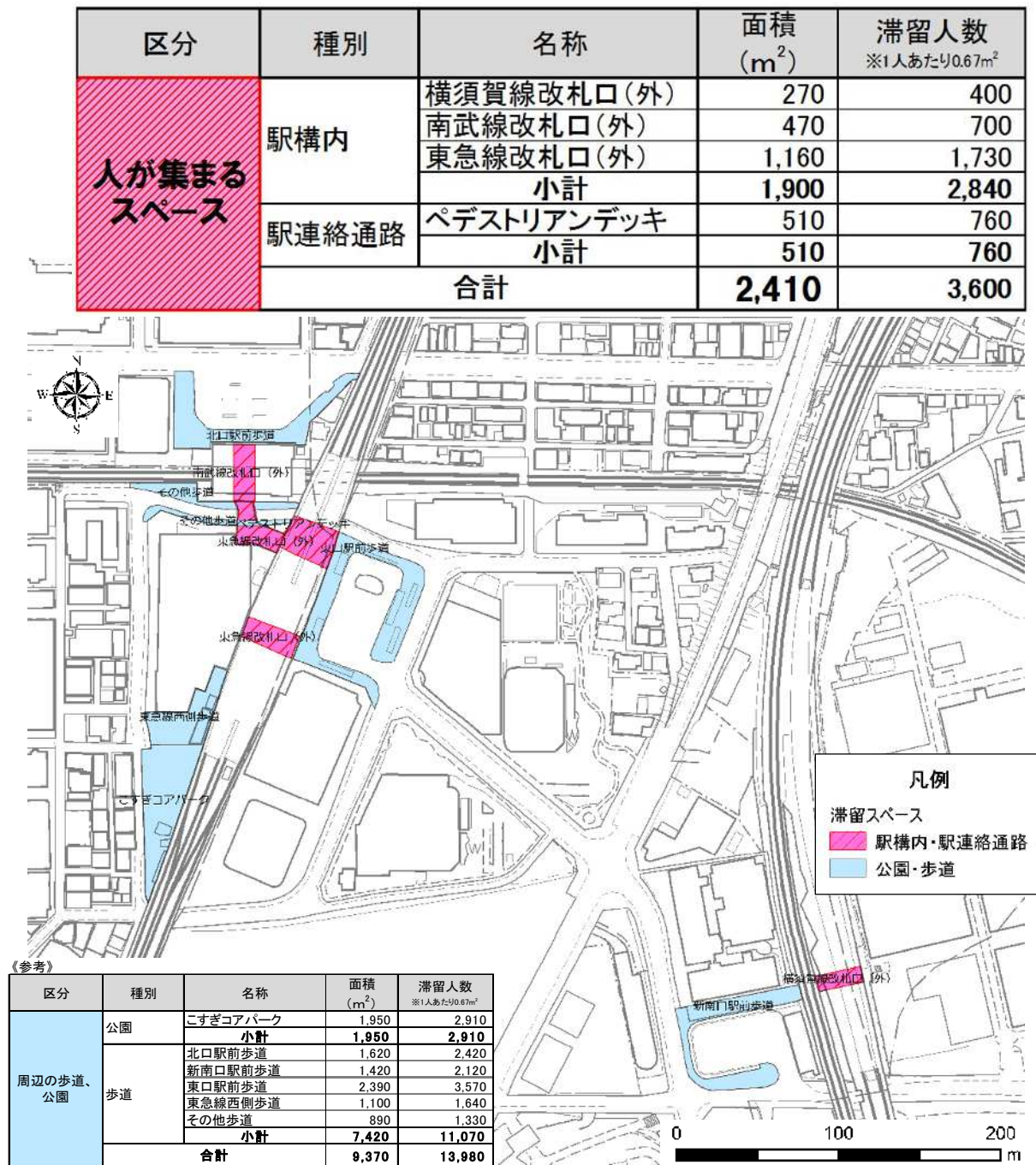


図 12 駅周辺の滞留スペース

## ② 1人あたりの滞留スペースの検討

下表は、混雑度ランクと混雑状況を示しています。災害時には駅前滞留者による混乱が生じ、混雑度ランクはD以上になることが想定されます。

駅前滞留者の安全確保の観点から、より安全側で判断し、**災害時に必要な1人あたりの滞留スペースは下表の混雑度ランクF (0.67m<sup>2</sup>)**と設定します。

武蔵小杉駅には階段が多く混雑時の移動には危険が伴うこと、災害時には一時的に立ち止まるだけでなく路上に人が座り込んだりすることなども想定されますが、混雑度ランクFを滞留スペースの目標値に置くことで、これらの滞留者の影響も考慮できると考えます。

表 5 混雑度ランクと混雑状況

混雑度 ランク	混雑状況〔 ( ) 内は混雑度 (人/m <sup>2</sup> ) 〕	災害時に 想定される危険	混雑度 (人/m <sup>2</sup> )	1人あたり 面積 (m <sup>2</sup> /人)	歩行速度 (km/h)
A	群集なだれが引き起こされる (7.2) ラッシュアワーの満員電車の状態 (6.0-6.5) ラッシュアワーの駅の改札口付近 (6.0-6.5)	群集なだれ	6~	~0.17	~0.4
B	ラッシュアワーの駅の階段周辺 (5.5-6.0) 危険性を伴う群集の圧力と心理的ストレスが 大きくなり始める (5.4)	衝突、集団転倒	5.25~6	0.19~0.17	0.4~1
C	駅の連絡路のラッシュ時で極めて混雑した状 態 (4.5-5.0) エレベーター内の満員状態 (4.0-4.5)		4~5.25	0.25~0.19	1~2
D	劇場での満員状態 (3.5-4.0) ラッシュ時のオフィス街路 (2.5-3.0)		2.75~4	0.36~0.25	2~3
E	街路等で普通の歩行ができる (1.5-2.0)	他の歩行者の影響を受け、歩行速度や 経路が制限される	1.5~2.75	0.67~0.36	3~4
F	街路で前の人を追い越せる状態 (1.0-1.5) 街路で普通に混まずに歩ける (0.5-1.0)	他の歩行者にほとんど影響さ れることなく、自分にあつた 速度や経路で移動できる	~1.5	<b>0.67~</b>	4

注) 中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」第11回資料『帰宅行動シミュレーション結果 (H20.4) 内閣府 (防災担当)』で採用されている混雑度区分をもとに作成

## ③ 駅前滞留者数と滞留可能人数の関係

1人あたりの滞留スペースの目標値を0.67m<sup>2</sup>とすると、駅周辺の滞留スペースは以下のようになります。

**人が集まるスペース (2,410m<sup>2</sup>) : 3,600人 (滞留可能人数)**  
 ( 駅周辺の歩道・公園 (9,370m<sup>2</sup>) : 13,980人 )

本計画の被害想定 (冬の15時) での屋外滞留者は5,822人であることから、発災時の駅周辺の滞留イメージは以下のようになります。

**屋外滞留者約5,800人**

⇒ 人が集まるスペースの**滞留可能人数3,600人をオーバー**

⇒ **混乱発生!** (駅間乗車者がコントロールされず合流すると仮定すると混乱がさらに激化)

⇒ **周辺の歩道・公園などへの分散が必要**

## (2) 時系列の混雑度の想定

災害時における駅前滞留者の想定をもとに、滞留者の状況を時系列に想定しました。

### 1 想定条件

#### 【前提条件】

- 平日 15時に地震が発生したものとす
- 発災後武蔵小杉駅周辺は、停電となる
- 屋外滞留者は、最大 5,822 人とす

#### 【人の動き想定】

- 企業、学校では、従業員や生徒の帰宅抑制を行っており、武蔵小杉駅に向かわない
- 中原区在住の区民は、自宅に待機しており、武蔵小杉駅に向かわない
- 駅構内、駅周辺の商業施設利用者は、十分な情報がなく、情報を求めたり、帰宅を試みるため駅に向かい滞留する

### 2 滞留状況シミュレーション

滞留状況を、発災直後、屋外滞留者のピーク時が比較できるようにシミュレーションを行った。

#### 【フェーズ1】

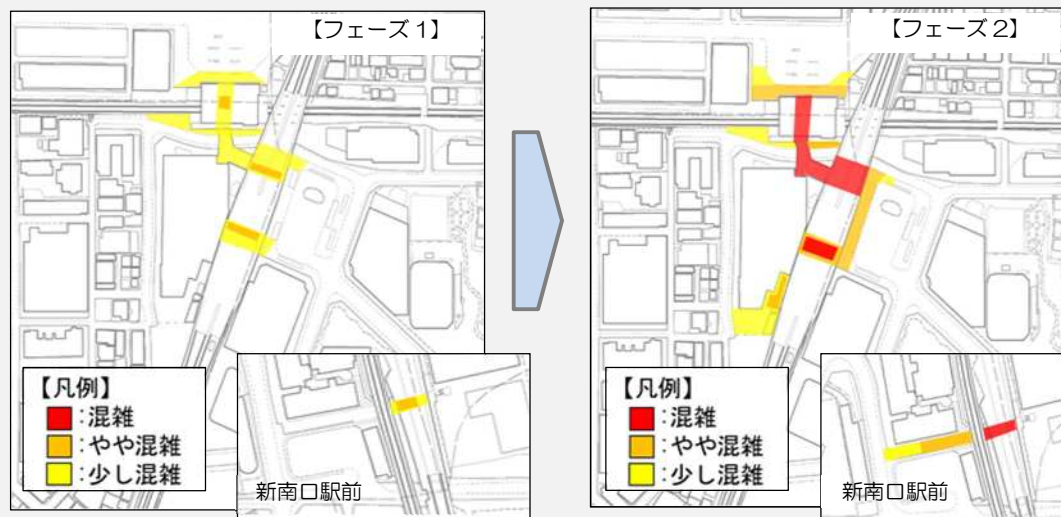
(発災直後から 30 分程度：～15:30)

- ・屋外滞留者が駅周辺に集まり始める。
- ・屋外滞留者：1,000 人程度

#### 【フェーズ2】

(発災後 1 時間～2 時間後：～17:00)

- ・屋外滞留者が最大値に達し、人が集まるスペース（駅構内、ペDESTロリアンデッキ）では滞留可能人数を超え混乱が発生。
- ・屋外滞留者：最大 5,822 人に増加



※隣接駅間乗車客がコントロールされず駅に到着し、屋外滞留者に加わった場合、駅周辺の混雑の度合いが一層高まる可能性があります。(武蔵中原駅や元住吉駅など駅間の反対側の駅に誘導される可能性もあります。)

### (3) 駅周辺地域における課題

地震発生後を想定した“地理的な留意点”を踏まえながら、“今後検討すべき全体の課題”を以下に整理しました。

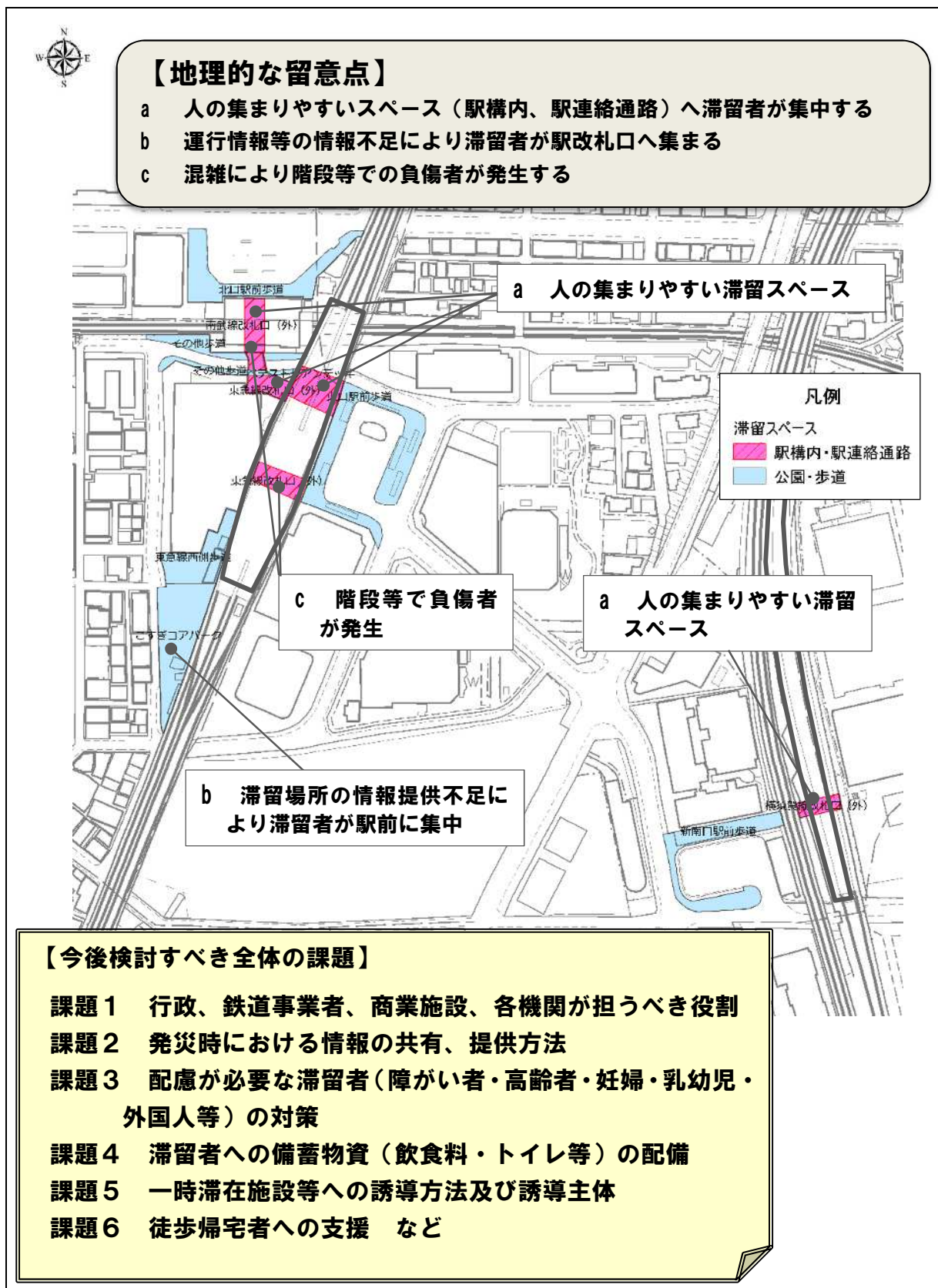


図 13 武蔵小杉駅周辺地域の課題



## 第3章 今後の取組内容

### 1. 課題に対する取組内容

#### (1) 課題に対する取組の整理

- 第2章4の(3)「武蔵小杉駅周辺地域における課題」を踏まえ、発災時の主な対応ごとに取組の方向性を整理すると、以下のようになります。

#### 取組の方向性

- ① **むやみな退避行動の抑止（施設内に留める）** ←（本市の基本的方向）
- ② **駅周辺の混雑・混乱の防止と円滑な移動**  
↑課題5『一時滞在施設等への誘導方法及び誘導主体』
- ③ **帰宅困難者一時滞在施設に係る対策（入れない人の対応も含む）**  
↑課題4『滞留者への備蓄物資の配備』
- ④ **徒歩帰宅支援** ←課題6『徒歩帰宅者への支援』
- ⑤ **災害情報の共有** ←課題2『発災時における情報の共有、提供方法』
- ⑥ **民間開発の誘導** ←（地域の特徴である駅周辺地区の開発を踏まえた取組）
- ⑦ **その他（活動体制の整備など）**

- 課題3『配慮が必要な滞留者の対策』については、取組の方向性をまたいで取組を行います。
- 各方向性に基づく今後の取組内容を「事前対策（平常時の取組）」と「災害時対応」に分け、さらに、取組に関わる機関等を記載し、課題1『行政、鉄道事業者、商業施設、各機関が担うべき役割』を明確にします。

## (2) 今後の取組内容

①むやみな退避行動の抑止（施設内に留める）		主な主体				
		駅	市区役所	一時施設	警察消防	商業施設
発災時は施設からの退避者などによる路上の混乱が予想されるので、施設の安全性が確保された場合、施設内待機の実施が求められる。						
<b>【事前対策(平常時の取組)】</b>						
<input type="checkbox"/> 施設、物資の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震性の確保</li> <li>・従業員や児童生徒が一定期間施設内に滞在できるように、飲料水や食料など備蓄の推進</li> </ul>	●	●	●	●	●
<input type="checkbox"/> 意識啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員や児童生徒に対し「むやみに移動せず安全な場所で身の安全を確保する」ことの周知徹底</li> </ul>	●	●		●	●
<input type="checkbox"/> 安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時伝言サービスなどの周知徹底</li> </ul>	●				●
<b>【災害時対応】</b>						
<input type="checkbox"/> 行動抑制・注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の安全性が確保された場合、施設内待機の実施</li> <li>・災害時における一斉帰宅抑制の周知</li> <li>・緊急速報メール、メールニュースかわさき、屋外防災無線などによる緊急情報や地震情報等の配信</li> </ul>	●	●	●		●
					●	●
			●			●

②駅周辺の混雑・混乱の防止と円滑な移動		主な主体				
		駅	市区役所	一時施設	警察消防	商業施設
退避時における混乱や移動時の怪我人の発生、人命救助活動の妨げなどが予想されるので、これらを抑制するため、避難者への的確な情報提供や安全な誘導が求められる。						
<b>【事前対策(平常時の取組)】</b>						
<input type="checkbox"/> 一時的な避難スペースの周知・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅改札付近の混雑解消のため、駅周辺で一時的に留まることができ空間の周知・拡充</li> </ul>		●			
<input type="checkbox"/> 訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時、駅周辺の滞留者の混雑を解消し、一時滞在施設に誘導できるよう、関係者が連携した訓練の定期的な実施</li> </ul>	●	●	●	●	●
<input type="checkbox"/> 要配慮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者への支援方法の普及・啓発</li> </ul>		●			●
<b>【災害時対応】</b>						
<input type="checkbox"/> 退避誘導（混乱防止）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅階段付近での混雑・錯綜による二次被害の発生を防止するための注意喚起や、秩序だった移動の誘導</li> <li>・駅改札付近の混雑・混乱等抑制のため、滞留者を混雑緩和スポットへ誘導</li> <li>・車両交通による混乱回避のため、交通誘導の実施</li> </ul>	●	●		●	●
		●	●		●	●
<input type="checkbox"/> 一時滞在施設への誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設された一時滞在施設へ安全に移動できるよう交通整理や誘導の実施</li> <li>・一時滞在施設等への誘導経路の安全確保</li> </ul>				●	
<input type="checkbox"/> 負傷者の応急救護・搬送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防に対し負傷者等の情報の連絡、応急救護や医療機関への搬送の協力</li> </ul>	●	●	●	●	●
<input type="checkbox"/> 安全確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次被害を防止するため、災害に伴う破損により危険となった場所等への立ち入り防止措置等</li> </ul>	●	●	●	●	●
<input type="checkbox"/> 避難者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退避者の不安解消のため、被害状況や一時滞在施設の開設状況、交通機関の運行状況をマップの配布や掲示、HP等により発信</li> </ul>	●	●			●
<input type="checkbox"/> 要配慮者の移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすや杖の使用者、負傷者など移動困難な人に対し、協力して移動、搬送（担架の使用等）</li> </ul>	●	●		●	●



③帰宅困難者一時滞在施設に係る対策(入れない人の対応も含む)		主な主体					
		駅	市区役所	一時施設	警察消防	商業施設	企業学校
武蔵小杉駅周辺では駅前滞留者が約6千人と想定され、帰宅困難者が多数生じると予想されるので、それらを受入れる一時滞在施設の整備や備蓄物資の拡充などが求められる。							
<b>【事前対策(平常時の取組)】</b>							
□ 一時滞在施設の整備・拡充	・一時滞在做る人数をより多く確保するため、帰宅困難者一時滞在施設の協定締結		●	●			
	・帰宅困難者のスムーズな誘導のため、一時滞在施設の幅広い周知	●	●	●			
	・一時滞在施設を速やかに開設できるよう、各施設で受入マニュアルの整備、開設訓練の実施			●			
□ 備蓄物資の整備	・必要な備蓄物資(飲料水、アルミブランケット、簡易トイレなど)の充実、適切な維持・管理		●	●			
	□ 要配慮者への支援	・要配慮者専用の帰宅困難者一時滞在施設の設定・周知		●	●		
	・要配慮者の誘導ルールの周知(要配慮者専用の帰宅困難者一時滞在施設や駅に近い一時滞在施設等への優先的誘導)	●	●	●	●	●	
	・要配慮者への対応ルールの周知(優先的に救護、物資の配布)	●	●	●	●	●	●
<b>【災害時対応】</b>							
□ 一時滞在施設の開設・運営・閉鎖	・帰宅困難者一時滞在施設の安全の確認(帰宅困難者の滞在可否の判断、施設及び施設内の安全性の確認)			●			
	・帰宅困難者の安全確保のため、迅速な一時滞在施設の開設			●			
	・マニュアルに則った帰宅困難者の受入れ			●			
	・復旧作業を進めるため、特定の帰宅困難者一時滞在施設への帰宅困難者の集約		●	●			
□ 避難者への情報提供	・帰宅困難者の適切な誘導のため、開設に係わる情報の提供	●	●	●			
	・帰宅困難者の不安解消のため、地域の被害状況や交通機関の運行情報、復旧見込みの情報の定期的な提供	●	●	●			
□ 物備蓄資の提供	・帰宅困難者に対し、備蓄物資(飲料水、アルミブランケット、簡易トイレなど)の適切な提供	●	●	●			
	・物資の調達及び一時滞在施設や駅周辺の滞留場所などへの搬送の実施		●				
□ 要配慮者への支援	・災害時の状況に応じ、要配慮者への優先的な救護、備蓄物資の提供	●	●				

④徒歩帰宅支援		主な主体					
		駅	市区役所	一時施設	警察消防	商業施設	企業学校
交通機関の運行停止によりやむをえず徒歩帰宅する人が生じると予想されるので、徒歩帰宅者に対する誘導策、帰宅途中での休憩場所やトイレの提供など徒歩帰宅を安全・円滑に行えるような支援が求められる。							
<b>【事前対策(平常時の取組)】</b>							
□ 徒歩帰宅支援マップの作成	・徒歩帰宅のための情報や帰宅経路を示した「徒歩帰宅支援マップ」の作成・配布	●	●				
□ 徒歩帰宅支援のための設備の整備	・幹線道路沿い等の地域防災拠点(中学校)へのマンホールトイレ等の整備・管理			●			
	・帰宅支援スポットとして、広域避難場所や幹線道路沿いの公園へのソーラー照明灯や案内板、避難誘導標識などの整備			●			
	・徒歩帰宅者支援のため、コンビニエンスストア等事業者との「災害時帰宅支援ステーション」の協定の締結及び拡充		●			●	●
<b>【災害時対応】</b>							
□ 帰宅の可否を判断できる情報の提供	・帰宅困難者が帰宅するタイミングを判断できるよう、自治体、報道機関、交通機関等から得た情報を帰宅困難者へ提供	●	●	●	●	●	●
□ 交通整理	・主要交差点における交通整理など			●			
□ 徒歩帰宅支援への協力	・帰宅困難者に対しての水道水やトイレ、休憩スペースの開放の協力(災害時帰宅支援ステーション)					●	●

⑤災害情報の共有		主な主体				
		駅	市区役所	一時施設	警察消防	商業施設 企業学校
災害時、駅前滞留者には情報の不足や情報の錯綜による混乱などが予想されるので、多様な情報提供ツールの活用などにより、運行状況や被害状況などの情報を滞留者に迅速・的確に提供する必要があります。						
<b>【事前対策(平常時の取組)】</b>						
□ 情報通信設備の整備	・ 退避者などへ災害情報や鉄道運行情報などの情報を発信するため、デジタル・サイネージ等の情報発信機器の設置の検討	●	●			●
	・ wifiスポットなどの情報発信機器の整備		●	●		●
	・ 区役所、駅、一時滞在施設への簡易無線機の整備	●	●	●		
□ 要配慮者への情報提供ツールの整備	・ 要配慮者への情報提供ツール（音声、表示、多国語対応）の整備	●				
<b>【災害時対応】</b>						
□ 情報提供・情報共有	・ 路上での混乱や錯綜防止のため、退避ルートや一時滞在施設の情報をMAPの配布、HP、Twitter等への掲載により提供		●	●		
	・ テレビ、ラジオ、HP、メール、Twitter等による災害情報、鉄道運行状況の提供	●	●	●		
	・ 防災無線、災害時優先電話、メール等による関係機関との情報共有	●	●	●	●	●
□ 要配慮者への情報提供	・ 多言語支援センターの設置、外国語による災害情報等の提供	●				

⑥民間開発の誘導		主な主体			
		駅	市区役所	一時施設	警察消防 民間開発
武蔵小杉駅周辺では複数の民間開発が進められており、その契機を捉え、帰宅困難者対策に寄与するよう誘導することが求められる。					
<b>【事前対策(平常時の取組)】</b>					
□ 一時的な避難スペースの整備・拡充	・ 民間開発を適切に誘導し、駅周辺の混雑緩和のための一時的な避難スペースを確保		●		●
□ 一時滞在施設の整備・拡充	・ 帰宅困難者受入人数の拡充に向けた、再開発による新たな施設との帰宅困難者一時滞在施設の協定締結		●		●
□ 情報提供	・ 災害情報や鉄道運行情報などの情報提供	●			●

⑦その他(活動体制の整備)		主な主体				
		駅	市区役所	一時施設	警察消防	商業施設 企業学校
災害時、迅速に防災活動を行うためには、武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会、エリア防災計画作成部会、中原区防災連携協議会帰宅困難者対策部会など関係者が連携した体制づくりや一体的な活動が求められる。						
<b>【事前対策(平常時の取組)】</b>						
□ 訓練の実施	・ 訓練による運営体制の強化	●	●	●	●	●
□ 行動ルールの作成	・ 関係機関が相互に連携した「災害時における行動ルール」の作成と見直し	●	●	●	●	●

## 2. 施設の整備及び管理

本節では、都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号、第4号に基づき、帰宅困難者一時滞在施設として既に指定されている施設や指定予定の施設及び再開発等において新たに整備する帰宅困難者一時滞在施設、避難経路、備蓄倉庫などを、関係者等と協議の上で、都市再生安全確保施設として定め、管理内容など実施に向けた協議が整った時点で記載します。

### (1) 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、川崎市より帰宅困難者一時滞在施設として既に指定されている施設及び指定予定の施設を退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）として定めます。

表 6 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）一覧

番号	施設に係る事項			管理に係る事項		
	施設の名称	種類	床面積	管理主体	管理の内容	実施期間
1	川崎市中原図書館	帰宅困難者一時滞在施設	124㎡	川崎市	施設維持管理	H27～
2	川崎市中原市民館	帰宅困難者一時滞在施設	291㎡	川崎市	施設維持管理	H25～
3	川崎市総合自治会館	帰宅困難者一時滞在施設	304㎡	公益財団法人川崎市市民自治財団	施設維持管理	H25～
4	川崎市教育会館	帰宅困難者一時滞在施設	260㎡	総合教育センター	施設維持管理	H27～
5	川崎市生涯学習プラザ	帰宅困難者一時滞在施設	424㎡	公益財団法人川崎市生涯学習財団	施設維持管理	H25～
6	川崎市平和館	帰宅困難者一時滞在施設	339㎡	川崎市	施設維持管理	H25～
7	川崎市総合福祉センター	帰宅困難者一時滞在施設	168㎡	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会	施設維持管理	H27～
8	川崎市医師会館	帰宅困難者一時滞在施設	219㎡	川崎市医師会	施設維持管理	H29～
9	川崎市コンベンションホール	帰宅困難者一時滞在施設	921㎡	指定管理者	施設維持管理	H30～

※ 現在、耐震改修が必要な建築物はありません。

※ 計画上の想定滞留者約 5,800 人に対し、駅改札前など人が集まるスペースの滞留可能人数 3,600 人を超えた約 2,200 人を最低限収容できるよう、引き続き、帰宅困難者を受け入れるキャパシティの拡充に取り組みます。

### (2) 退避経路

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、災害時に有効かつ重要な避難経路を退避経路として定めます。（関係者等と実施に向けた協議が整った時点で記載します。）

### (3) 備蓄倉庫・その他の施設

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、滞留者等のための備蓄倉庫、その他の施設を定めます。（関係者等と実施に向けた協議が整った時点で記載します。）

表 7 備蓄倉庫・その他の施設一覧

番号	施設に係る事項			管理に係る事項		
	施設の名称	種類	床面積	管理主体	管理の内容	実施期間
1	武蔵小杉駅東口地下駐輪場内備蓄倉庫	備蓄倉庫	42㎡	川崎市	備蓄物資の更新	H26～

※ 現在、耐震改修が必要な建築物はありません。

※ 携帯トイレなど備蓄物資の充実に取り組みながら最終的に必要な床面積を検討していきます。

#### (4) その他・滞留者等の安全を確保するために実施する事業等

都市再生特別措置法第19号の15第2項第4号に規定する都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修・その他滞留者等の安全確保を図るための必要な事業等について定めます。(関係者等と実施に向けた協議が整った時点で記載します。)

#### (5) 施設の位置図

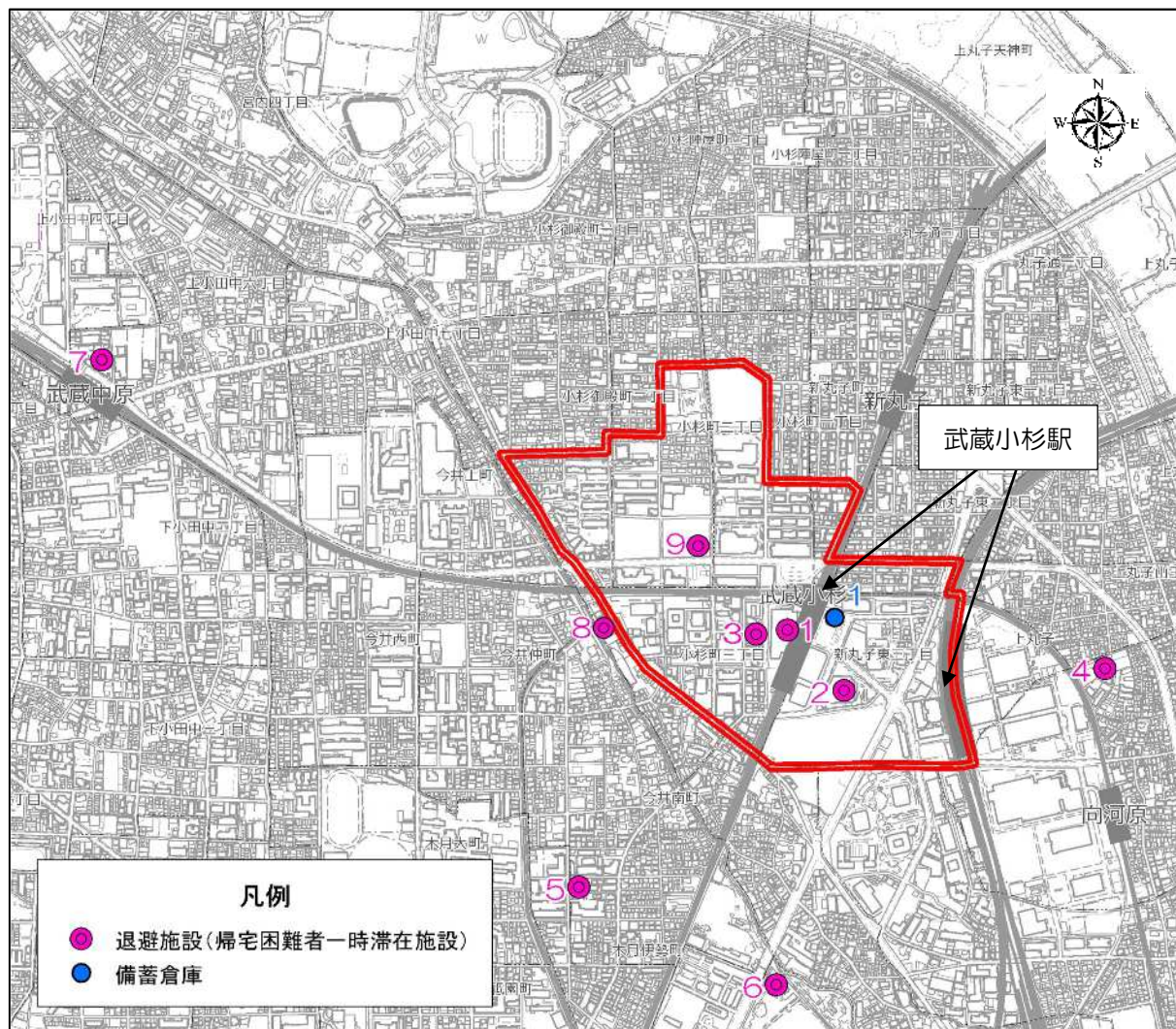


図 14 都市再生安全確保施設位置図

# 第4章 災害時の対応

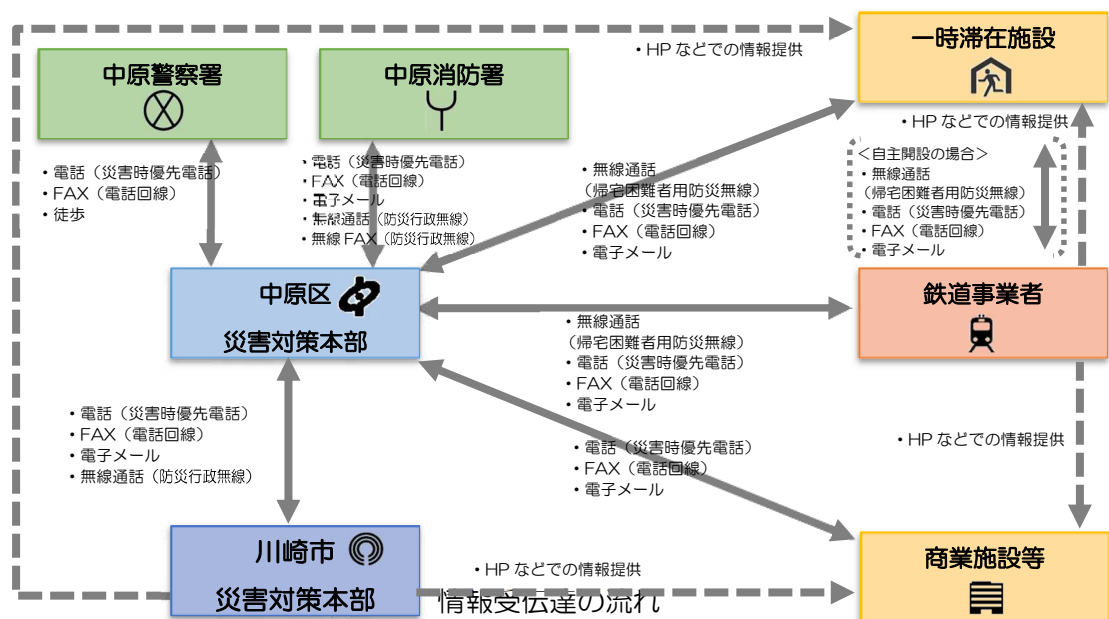
震災が発生した場合の行政や鉄道事業者の応急活動については、「川崎市地域防災計画（震災対策編）」に定められています。

本項では、災害時に滞留者・帰宅困難者等の安全を確保するために必要な情報伝達の流れと、発災時の時系列に沿った鉄道事業者、行政機関、帰宅困難者一時滞在施設、駅周辺大型商業施設の行動内容を記載しています。

## 1. 情報の伝達

情報受伝達の流れは以下のとおりです。

災害の状況によっては、下記全ての連絡ツールが使用可能とは限らないため、連絡体制内の各機関が持つ情報伝達ツール及び連絡先（無線通信先・電話番号・FAX番号・メールアドレスなど）と連絡窓口・担当者等を載せた連絡簿を関係者全員で共有・定期的に更新（年1回程度）します。

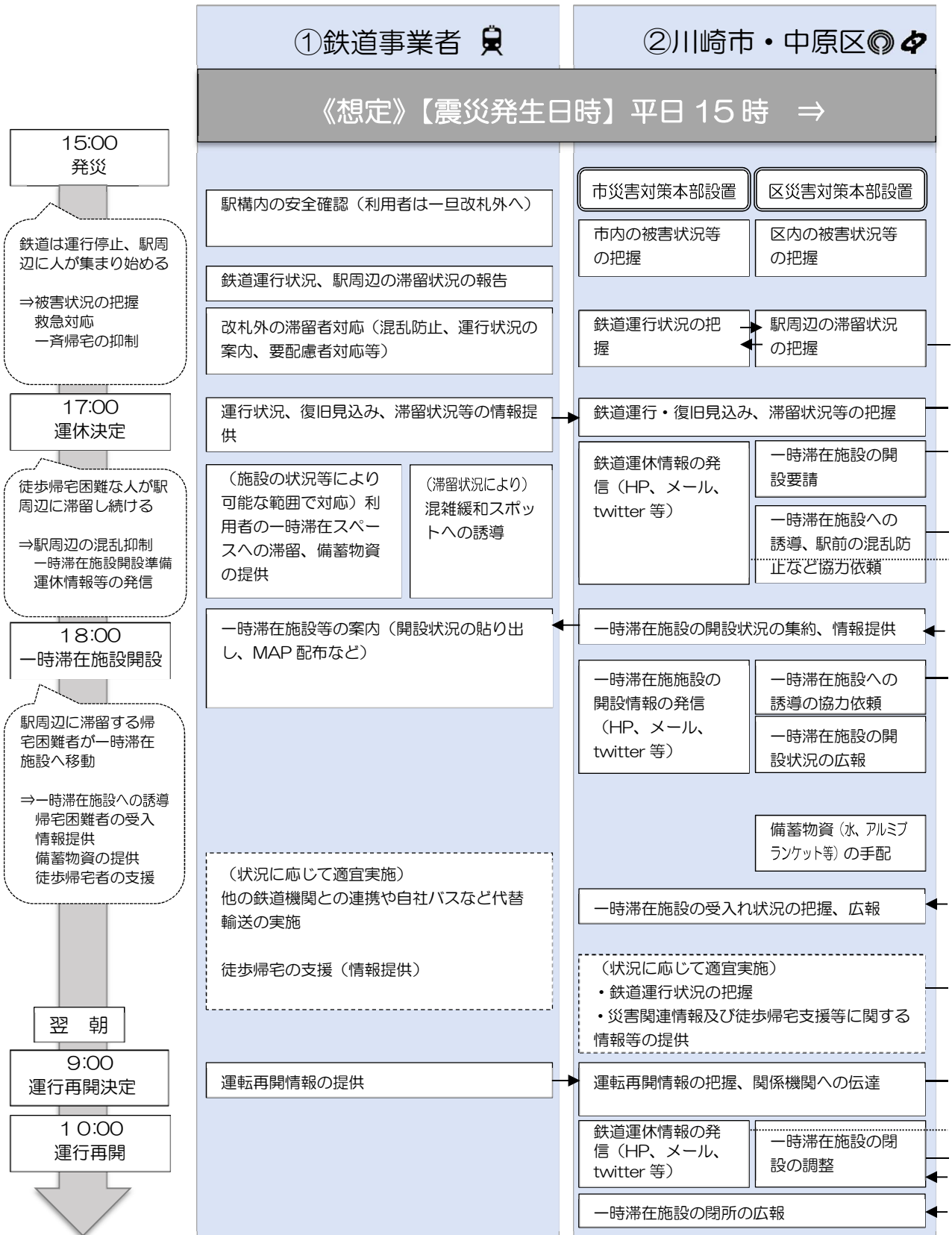


### (1) 伝達する情報

伝達する情報は以下のとおりです。

- 鉄道の運行情報
- 市内の被害・対応状況
- 駅周辺の被害状況
- 地震（余震）情報、気象情報
- 駅周辺の滞留状況
- 一時滞在施設の開設状況
- 危険箇所の情報
- 一時滞在施設の受入状況 など

## 2. 発災後の行動フロー



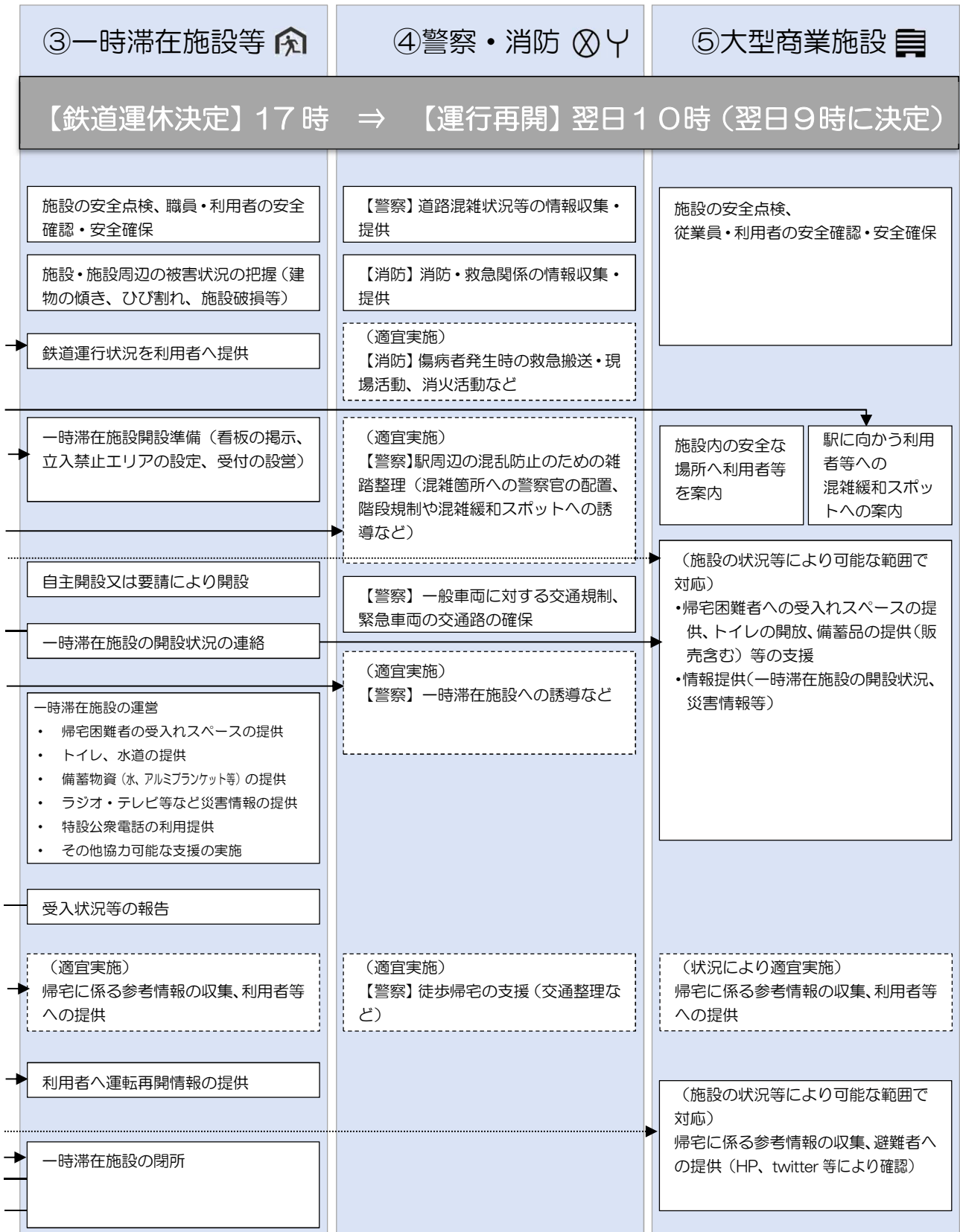


図 16 各機関の活動フロー

### 3. 誘導のポイント

#### (1) 混雑緩和スポットへの誘導

駅周辺において人が殺到・密集し混雑すると予想される個所は駅改札前及びJR・東急間連絡通路です。また駅周辺の階段は上からの将棋倒しなど事故の恐れがある危険箇所です。

発災時に何も対策をしなければ、駅構内では混雑箇所への人の殺到によるパニックや事故が発生する可能性が高いことから、駅周辺の安全確保のためにはこれらを防止する対策を講じる必要があります。

そこで、駅前の歩道や公園といったフリースペース・一定の広さを持つ空間を「混雑緩和スポット」として一時的な待機場所として活用することで、改札前などの混雑箇所への人の集中に対し分散・緩和を図ります。

このような緩和スポットへの誘導にあたっては、駅周辺の関係者の中で共通認識としながら滞留者等への声掛けなど統一した行動をとる必要があることから、日頃の啓発・訓練などによる周知・体制作りが大切です。



図 17 誘導のポイント



## (2) 要配慮者専用の帰宅困難者一時滞在施設の設定

現状では**帰宅困難者一時滞在施設のキャパシティが足りない状況**であり、**訪問者の体調悪化**などをできる限り防ぐには、**要配慮者を優先的に保護**する必要があります。

帰宅困難者一時滞在施設のなかで、**中原図書館は駅と直結**しており悪天候時にも安全に移動できること、一方では収容できる人数が少ないことから、**高齢者や妊婦、乳幼児、長距離の移動が困難な人**など**要配慮者に特化した一時滞在施設**とします。

災害時にこれを宣言しても周知が難しく混乱を招くことから、平常時から要配慮者専用の一時滞在施設として**対外的に周知**していくことが大切です。

※ 一方で中原図書館の移動手段はエレベーターかエスカレーターのみであり、介助する際にもこれらを考慮する必要があります。また、これらの移動手段が使用できなければ一時滞在施設としても使用できません。今後は、このような状況も想定した要配慮者への支援策を検討する必要があります。

### 誘導のポイント イメージ図

○駅周辺の滞留者による混乱を抑え、怪我などを回避する〈「混雑緩和スポット※」への誘導・案内〉

○帰宅困難者の体調悪化などを回避する〈幼児・高齢者など要配慮者用一時滞在施設の開設〉

#### ①駅周辺施設

⇒ ②混雑緩和スポット

⇒ ③帰宅困難者一時滞在施設(中原図書館は要配慮者専用)



## 第5章 計画の推進について

### 1. 計画の推進体制

本計画をより実効性のあるものとするため、エリア防災計画に記載された取組に際しては、「**エリア防災計画作成部会**」を中心に**計画の進捗状況を管理**するとともに、「**中原区防災連携協議会・帰宅困難者対策部会**」と**連携**しながら計画を推進します。

本計画の取組は、関係する機関や市民、その他関係者が実施するものです。そのためにも本計画の趣旨・内容を、市民をはじめ、中原区の防災に関係する機関・企業・団体等に**幅広く周知を図り、関係者の理解と協力を深めていきます。**

### 2. 計画の変更

エリア防災計画における取組内容の見直し、対象地域の変更などがあった場合に、適宜、計画の見直しの検討を行います。

計画変更の体制は、計画策定時と同様に、震災発生時に具体的に関わる関係者による「エリア防災計画作成部会」が計画変更案の検討・作成を行い、「**武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会**」がこれを審議・議決します。

### 3. 訓練等の実施について

エリア防災計画に記載する滞在者等の安全の確保に向けた取組等が、実際の災害時にも円滑に実行できるように、あらかじめ駅周辺の関係者が把握しておく必要があります。そのためにも**定期的に訓練等を実施し、災害時に速やかに対応できるような体制の整備を進めます。**

# 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画修正 新旧対照表

資料 4

No.	該当頁	修正前	修正後	備考
1	表紙	武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会 (エリア防災計画作成部会)	武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会 <b>(削除)</b>	計画の最終的な審議・決定は帰宅困難者対策協議会で行われるため、同部会の記載を削除
2	P 1	武蔵小杉駅は1日に約45万人の乗降客が利用する重要な交通結節点です。	武蔵小杉駅は1日に <b>最大約48万人</b> の乗降客が利用する重要な交通結節点です。	現在の乗降客数の推移に合わせて修正
3	P 2	行政機関による「公助」 <u>だけでは限界があるため</u> 、事業者や個人が取り組む「自助」、地域の関係者が皆で互いに助け合う「共助」など、社会全体で取り組む計画とする。	行政機関による「公助」 <b>だけでなく</b> 、事業者や個人が取り組む「自助」、地域の関係者が皆で互いに助け合う「共助」など、社会全体で取り組む計画とする。	川崎市地域防災計画震災対策編の方針に沿うように修正
4	P 3	現在、川崎市においては、災害対策基本法に基づく「川崎市地域防災計画」、「川崎市地震防災戦略」などを、防災・減災に向けた様々な <b>取組み</b> を行っています。  図2	現在、川崎市においては、災害対策基本法に基づく「 <b>かわさき強靱化計画</b> 」、「川崎市地域防災計画」などを、防災・減災に向けた様々な <b>取組</b> を行っています。  <b>修正版のとおり</b>	本市における現在の防災計画体系に合わせて修正
5	P 4	表1 神奈川県安全防災局 副局長 川崎市総務局危機管理室	神奈川県くらし安全防災局 副局長 川崎市総務局危機管理 <b>本部</b>	現在の組織名称に修正
		表2 神奈川県安全防災局安全防災部 川崎市市民ミュージアム	神奈川県くらし安全防災局 <b>防災部</b> <b>(削除)</b> 川崎市医師会館、川崎市コンベンションホール (追加)	現在の組織名称に修正
6	P 5	都市再生特別措置法第19条の13第2項	都市再生特別措置法 <b>第19条の15第2項</b>	現在の該当条文に修正
		四 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。 <u>第十九条の十八十六第一項</u> において同じ。）	四 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。 <b>第十九条の十八第一項</b> において同じ。）	現在の該当条文に修正
7	P 7	武蔵小杉駅は、南武線、湘南新宿ライン、横須賀線、東急東横線、東急目黒線が乗り入れ、	武蔵小杉駅は、南武線、湘南新宿ライン、横須賀線、東急東横線、東急目黒線、 <b>相鉄線</b> が乗り入れ、	現在の乗入れ路線に合わせて修正
		平成26年の一日平均乗降客数は約45万人となっています。	<b>令和4年度までの</b> 一日平均乗降客数は <b>最大約48万人</b> となっています。	現在の乗降客数の推移に合わせて修正
		図6	<b>修正版のとおり</b>	最新の図に修正
8	P 8	中原区の人口世帯数は247,941人、 <u>123,401世帯</u> と市内7区で最大となっています（平成28年2月1日現在）。	中原区の人口世帯数は <b>265,401人、138,744世帯</b> と市内7区で最大となっています（令和5年4月1日現在）。	最新の記載に修正
		図7	<b>修正版のとおり</b>	最新の図に修正
9	P 9	【参考】小杉駅周辺地区の開発動向	【参考】小杉駅周辺地区の開発動向 <b>(令和5年4月1日時点)</b>	最新の図に修正
		武蔵小杉駅の開発動向図（平成27年4月1日）	<b>修正版のとおり</b>	
10	P 13	武蔵小杉駅周辺には平成28年3月現在、 <u>8箇所</u> の一時滞在施設があり、飲料水やアルミブランケットなどの備蓄品を整備しています（図11参照）。	武蔵小杉駅周辺には <b>令和5年4月現在、9箇所</b> の一時滞在施設があり、飲料水やアルミブランケットなどの備蓄品を整備しています（図11参照）。	最新の記載に修正

No.	該当頁	修正前	修正後	備考
11	P 1 4	<p>帰宅困難者部会</p> <p>協議会の下に専門的課題解決のための部会を設置し、帰宅困難者部会としては、交通事業者、帰宅困難者一時滞在施設、中原区役所などが参加のもと、各施設の実態と課題等の把握や情報交換を図っています。</p> <p>【帰宅困難者部会の報告概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中原区帰宅困難者対策の現状</li> <li>○ 各帰宅困難者一時滞在施設における対応</li> <li>○ 武蔵小杉駅周辺地区の開発動向</li> <li>○ 川崎駅周辺の帰宅困難者対策計画</li> </ul>	<p>帰宅困難者<b>対策</b>部会</p> <p>協議会の下に<b>帰宅困難者対策部会</b>を設置し、交通事業者、帰宅困難者一時滞在施設、中原区役所などが参加のもと、<b>帰宅困難者の安全確保に向けた、一時滞在施設の運営、誘導、情報の提供等に関する体制づくりを協議しています。</b></p> <p>【帰宅困難者<b>対策</b>部会の<b>構成団体</b>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>鉄道事業者</b></li> <li>○ <b>警察・消防</b></li> <li>○ <b>帰宅困難者一時滞在施設</b></li> <li>○ <b>商業施設</b></li> <li>○ <b>駅前複合ビル</b></li> <li>○ <b>川崎市</b></li> </ul>	<p>正しい名称に修正</p> <p>「中原区防災連携協議会帰宅困難者対策部会運営要領」をベースに記載を修正</p>
		<p>【中原区内の帰宅困難者一時滞在施設（平成28年3月現在）】</p> <p>図11</p>	<p>【中原区内の帰宅困難者一時滞在施設（令和5年1月現在）】</p> <p>修正版のとおり</p>	<p>最新の表記に修正</p> <p>最新の図に修正</p>
13	P 2 5	<p>都市再生特別措置法第19条の13第2項</p>	<p>都市再生特別措置法<b>第19条の15第2項</b></p>	<p>現在の該当条文に修正</p>
		<p>表6</p>	<p>修正版のとおり</p>	<p>最新の表に修正</p>
		<p>施設の総床面積は2,632㎡ですが、平成30年度（今後3年間）の目標床面積を3,721㎡（1,089㎡増加（注1））として、帰宅困難者を受け入れるキャパシティの拡充に取り組みます。</p> <p>（注1）計画上の滞留者5,800人に対し、駅改札前など人が集まるスペースの滞留可能人数3,600人を超えた2,200人を収容できるよう、現在の収容人数1,540人に加え660人（3.3㎡あたり2名受け入れ可能とすると1,089㎡）増加することを目指します。</p> <p>施設の総床面積は42㎡です。平成30年度（今後3年間）の目標床面積を、42㎡（現状と同様）として、携帯トイレなど備蓄物資の充実に取り組みながら最終的に必要な床面積を検討していきます。</p>	<p>計画上の想定滞留者約5,800人に対し、駅改札前など人が集まるスペースの滞留可能人数3,600人を超えた約2,200人を最低限収容できるよう、引き続き、帰宅困難者を受け入れるキャパシティの拡充に取り組みます。</p> <p><b>（削除）</b></p> <p>携帯トイレなど備蓄物資の充実に取り組みながら最終的に必要な床面積を検討していきます。</p>	<p>記載の主旨を明確にするため、簡潔な記載に修正</p>
<p>都市再生特別措置法第19号の13第2項</p> <p>図14</p>	<p>都市再生特別措置法<b>第19条の15第2項</b></p> <p>修正版のとおり</p>	<p>現在の該当条文に修正</p> <p>最新の図に修正</p>		
15	P 3 2	<p>本計画をより実効性のあるものとするため、エリア防災計画に記載された取組に際しては、「エリア防災計画作成部会」を中心に計画の進捗状況を管理するとともに、「中原区防災連携協議会・帰宅困難者部会」と連携しながら計画を推進します。</p> <p>本計画の取組は、<u>エリア防災計画作成部会の構成員をはじめ、取組に記載された機関や市民、その他関係者が実施するものです。</u>そのためにも本計画の趣旨・内容を、市民をはじめ、中原区の防災に<b>関係する機関・企業・団体等</b>で構成される「中原区防災連携協議会」などにおいて幅広く周知を図り、関係者の理解と協力を深めていくことが大切です。</p>	<p>本計画をより実効性のあるものとするため、エリア防災計画に記載された取組に際しては、「エリア防災計画作成部会」を中心に計画の進捗状況を管理するとともに、「中原区防災連携協議会・<b>帰宅困難者対策部会</b>」と連携しながら計画を推進します。</p> <p>本計画の取組は、<b>関係する機関</b>や市民、その他関係者が実施するものです。そのためにも本計画の趣旨・内容を、市民をはじめ、中原区の防災に<b>関係する機関・企業・団体等</b>に幅広く周知を図り、関係者の理解と協力を<b>深めて</b>いきます。</p>	<p>・帰宅困難者対策部会について、正しい名称に修正</p> <p>・記載の主旨を明確にするよう修正</p>